

「三条教則」関係資料（二十五）

雑誌の部（二）

『教院講録』

- 「無題」(写本) 六丁 西川須賀雄(『教院講録』第一号 明治六年六月)
- 「敬神」 六丁 西川須賀雄(『教院講録』第三十号 明治八年十二月)
- 「前号ノ続キ」 六丁 西川須賀雄(『教院講録』第三十一号 明治九年三月)
- 「前号ノ続キ」 六丁 西川須賀雄(『教院講録』第三十二号 明治九年四月)

『教場必携』

- 「三章略弁」 六丁 高岡増隆(『教場必携』第五号 明治七年五月以降)
- 「敬神之弁」 五丁・「愛国之説弁」 六丁 高岡増隆(『教場必携』第十六号 明治七年五月以降)
- 「愛国」 六丁 堀 秀成(『教場必携』第七号 明治七年五月以降)
- 「人道之弁」 十六丁 高岡増隆(『教場必携』第八号 明治七年五月以降)

『教院講録』

本誌中には三条教則の衍義が四点存する。國學院大學「河野省三博士記念文庫」には「教院講録雜纂」と題する明治八年五月の写本一冊と「教院講録」第二十号から第三十四号までの版本を所蔵している。これらの内容や体裁については、左のとおりである。

『教院講録雜纂』（一冊・写本・袋糸綴・四十丁・明治八年五月）

第一号「無題」六丁 西川須賀雄（明治六年） 第二号「無題」六丁 西川須賀雄

第三号「皇国国体記」二丁、「役心役形説」二丁、「租税賦役説」四丁、「王政一新説」二丁、「万国交際説」三丁、「人異禽獸説」三丁、「不可不学説」三丁、「權利義務」二丁、「制可隨時」二丁、「十七課題略講」五丁、（第三号の著者名は省略した）

『教院講録』（各号版本・袋糸綴）

第二十号 「前号ノ続キ」五丁 著者不明（明治八年四月）
 第二十一号 「人魂不死之説」七丁 権田直助（明治八年五月）
 第二十二号 「前号ノ続キ」六丁 権田直助（明治八年六月）
 第二十三号 「養生長寿之伝」六丁 権田直助（明治八年六月）
 第二十四号 「前号ノ続キ」五丁 権田直助（明治八年七月）
 第二十五号 「善惡之弁」六丁 権田直助（明治八年八月）
 第二十六号 「前号ノ続キ」七丁 権田直助（明治八年九月）

第二十七号「無題」七丁 萩原常規（明治八年十月）

第二十八号「前号ノ続キ」七丁 萩原常規（明治八年十月）

第二十九号「無題」七丁 伊能顯則（明治八年十一月）

第三十号 「敬神」六丁 西川須賀雄（明治八年十二月）

第三十一号「前号ノ続キ」六丁 西川須賀雄（明治九年三月）

第三十二号「前号ノ続キ」六丁 西川須賀雄（明治九年四月）

第三十三号「無題」七丁 安井則之（明治九年五月）

第三十四号「前号ノ続キ」七丁 安井則之（明治九年五月）

このなかで第三号がどこまでなのか、何も記していないので不明確であり、また第十九号まで同文庫は所蔵していない。『教院講録雑纂』の末尾には「明治八年乙亥新曆五月拾參日 真栄不屋の主人屋代川司馬」とあり、上杉神社宮司で権訓導の屋代川司馬の書写にかかるもので、一丁二十行の中教院の名を記した縦罫紙を使用している。一方、第二十号の表紙には「定価三錢」および「建本堂発行印」の押印があり、中央部には皇紀で発行年月が墨書されている。また、第二十号以後の奥付には「本局建本堂 東京小伝馬町三丁目新道支局吉岡十次郎 西京麩屋町通御池下ル池村久兵衛」とあり、第二十五号以後の奥付にはこれに加えて「編輯長田中則之 印刷人吉岡十次郎東京第一大区十四小区蛸壳町二丁目拾壹番地」とある。そして第二十号以後の表紙裏には「緒言」と題する同様の一文を毎号付している。それは次のようである。「大教治布ハ方今天下ノ大典治民ノ急務ニシテ澆季ノ俗ヲ変ジテ仁厚ノ風ニ帰セシメ良民ハ善ニ進ミ頑民ハ罪ニ陥ラズ上下一塊石ノ如ク共ニ神明ヲ敬ヒ皇上ヲ戴キ死シテ遺憾ナキニ至ラシムルハ都鄙教ヲ一ニシ神道七宗相親睦シテ同心協力スルニ在リ今教ヲ一ニシ同心協力セント欲シテ大教院講録を刊行シ遠陬僻邑ノ諸教職広布センコトノ教部省ニ請テ允許ヲ得タリ諸国中小教院此ノ講録ヲ以テ説教セハ神道七宗相反シ都鄙言ヲ異ニ

スルノ議ナカラン歎ト云々 建本堂主人敬白」。第二十号の刊行は明治八年四月であるが、これはちょうど真宗の大教院脱退に続く五月の神仏合同布教の廃止の時期である。このような制度的変遷を踏まえて「緒言」を見れば、建本堂主人なる「緒言」執筆の筆者の片言隻句が、当時の神道側の事情と本音の一端を物語っているように思われてならない。したがって、当然のことながら第二十号以降の仏教側からの著述は皆無である。明治八年十一月には信教自由を保障する口達があり、十年一月には教部省そのものが廃止となり事実上大教院は崩壊する。本誌は大教院講録の意であることから第三十四号で終刊したのではないだろうか。

○「無題」（六丁） 西川須賀雄 第一号（明治六年六月十七日）

写本。明治八年五月の書写によるものであるが、西川須賀雄の講述であり、冒頭に「六月十七日開講」と明記していることから、これは明治六年六月十七日に行われた講義、すなわち大教院の開講式における説教の筆記であったことが明確となる。

因みに、大教院については常世長胤『大教院興隆次第記』等に詳しいが、西川の説教（講義）に関連したことに限って簡述すると、以下の様子であった。明治六年六月三日神殿上棟祭を大教正千家尊福齋主以下、神道仏教各正権大少教正等多数参列して大祓式を挙行、同年六月十七日に至って鎮祭および開講式を行なった。当日の景況を概観すると、早且より諸員著座し、開扉し御霊代を内陣に安置して降神の儀を行ない、神饌供物を供し、次いで齋主千家尊福の祝詞、大玉串、四親王御拝、教部省の勅奏判任官と神官僧侶教導職および女子教導職の祝詞と拝礼、伶人の倭舞、誓主田中頼庸の誓詞、読師平山省齋の三条教則読誦、伶人の催馬楽のあと、続いて神官・僧侶等による説教九座を行ない、舞楽を奉納して諸儀を終了した。このときの説教九座（九人による講義）のうちの一人が、実はこの西川須賀雄のものなのである。したがって、三条教則の衍義としてはわりに早い時期のものであること、そして三条教則布教の言わば総本山的存在である大教院における、なかでも開講式のときの衍義であること、という意味において貴重だ

と言つてよい。

内容は特段に言うべきほどのものではないが、やはり神道人らしく神道を更張して大教を推し広めることに意識が注がれていることは十分に看取できる。

講述者（説教者）の西川須賀雄については、生没年は不詳なるも『神教組織物語』にもその名は登場する。長崎県の出身、明治六年出羽神社宮司兼権大講義、同八年には月山湯殿山両社の宮司兼権少教正となつて出羽の神仏分離を断行、同十年には千葉県安房神社宮司となつてゐる。

○「敬神」（六丁）西川須賀雄 第三十号（明治八年十二月）

版本。三か条の第一条項の「敬神」についての衍義で、これは天地の間の森羅万象から人倫道德の枢軸に位置し、この神に対する心得も三段階があつて、下等は御幣かつぎの状を呈し、かえつて家業の妨げになることもある人のこと、中等は誠の一字さえ守れば祈らずとも良しなどと歌などでよく説かれることに満足してこれを認める人たちのことであるが、必ずしもこの考えは芳しいことではない主張している。

○「前号ノ続キ」（六丁）西川須賀雄 第三十一号（明治九年三月）

版本。前号の続きで、上等の人について説いたあと、教導職の役目について述べ、三か条の内容も究極的には「敬神」と「皇上奉戴」の二項目に収斂されると主張している。

○「前号ノ続キ」（六丁）西川須賀雄 第三十二号（明治九年四月）

版本。これも前号の続きで、「敬神」条項の核心は「皇上奉戴」することにあり、「皇上奉戴」条項の核心は「敬神」そのものとする主張を具体的に述べ、各々の家職業務の、あるべきよう、を尽くすことが三条教則に適うことであると説いている。

なお、本誌の翻刻に際しては國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

『教場必携』

本誌中には三条教則の衍義が、著者は二人で五点存する。國學院大學「河野省三博士記念文庫」には本誌が第一号から第八号まで存し、第一号から第四号（表紙だけで本文は欠落している）までと第五号から第八号までの二冊に合冊となっている。各号の丁数と内容については、それぞれ次のとおりである。

第一冊（十八丁）

第一号（「本末之弁」西川須賀雄）六丁

第二号（「教名考」堀 秀成）六丁

第三号（「顕幽分界ノ喩言」秋山光条）六丁

第四号（「真心之弁」西川須賀雄）本文なし

第二冊（五十丁）

第五号（「三章略弁」高岡増隆 六丁、
「外教新論」無記載 五丁）十二丁

第六号（「敬神之弁」高岡増隆 五丁、
「愛国之説弁」高岡増隆 六丁）十二丁

第七号（「愛国」堀 秀成 六丁、
「無題」小野方賢 六丁）十二丁

第八号（「人道之弁」高岡増隆）十六丁

次に、本誌発行の意図については各号冒頭に、以下に示す短文の趣意書のようなものによって明確である。「頃日同志ト識リテ教旨ノ要ヲ論ジ或ハ忠孝ノ美ヲ談ジ学事ヲ研磨シ説教ヲ講究シ見聞ヲ博シ四方の志ヲ達ス其論説講録ヲ鏤行シ同職ノ士ニ頒ツ初学教級ニ昇進スルノ階梯ト為ラバ幸甚 明治七年甲戌五月」。また、各号にはいわゆる奥付はなく、第一冊目（第一号〜第四号）の末尾には「北島町二丁目三十七番地「転新堂」とあり、第二冊目（第五号〜第八号）の末尾には「東京鋳橋通り北島町二丁目三十七番地 日要新聞本局 転新社刊行 一、前金ニテ二十冊分御引受ハ一割五十冊ハ二割百冊ハ三割引ニテ出版毎ニ配達仕り候 但書林へ御差出置候間御モヨリニテ御求メ可被下候

一、遠国八前金並郵便税御差越次第速ニ遞送可仕候 一、講録論説等御投被成候得ハ上木可仕候」とある。これらより、『教場必携』は教部省下の大教院体制の真つ只中の時期のものであり、実際の説教の際に役立ち資するために神仏双方の有力人物による講説を収録したもので、読者対象は教導職の人びとである。ただし、各号には奥付が無いため不明確ではあるが、明治八年二月の真宗の大教院脱退、四月の神仏合同布教の取り止めなど制度的変化が反映する事情などは冒頭の趣意文からは読み取ることが出来ないもので、本誌の印行時期については明治七年五月以降の後半期、つまりは明治七年中であろうと推定してよいだろう。なお、各号の表紙右上部には「教部省許可」、右下部には「価三錢五厘」の押印がある。

○「三章略弁」(六丁) 高岡増隆 第五号(明治七年五月以降)

活本。高野山明王院住職高岡増隆の述にかかる。維新时期から明治初年にかけて仏教諸宗の連合である諸宗同徳会盟の中心となり日蓮宗の新居日薩などと共に活躍した真言僧で、明王院増隆として知られている。高岡はこれ以外にも『三章教則和解』(「本紀要」第二十八号に所収)を明治七年三月に著している。内容を概観すると、仏教者の歴史的事績を標榜しつつ国恩報謝の意識をもって説くが、その展開の仕方は最初冒頭に道歌一首を置き、その解説を通して論を展開する方法である。これは明らかに江戸期に庶民層に対して倫理道德の説教と普及に功績があつた石門心学の「道話」の手法を借用したものである。聴衆に対して楽しく平易に、わかりやすく倫理道德の核心を伝授得心させることは石門心学者の最も得意とするところで、それだけ心学道話が認知されていたことの証左でもあるが、この手法がこの衍義文の一大特徴であると言つてよいだろう。

○「敬神之弁」(五丁)・「愛国之説弁」(六丁) 高岡増隆 第六号(明治七年五月以降)

活本。一つの号の中に、この「二タイトルが連続で入っていて、前半の「敬神之弁」の衍義は途中で適宜道歌を挿入しながら説明展開する方法である。そして、この日本の土地の産土神を信心することが敬神の真意だと主張してい

る点が、いかにも仏教者らしい把握の仕方と言えるだろう。後半の「愛国之説弁」も道歌中心で、万葉集や宝基本紀などを用いて外国との比較をしつつ国恩報謝という仏教者としての立場を明確に主張している。なお、後半の「愛国之説弁」は「十一兼題」中の「愛国」項目を意識した衍義とも思われるが、たとえそうであつても内容的には左程変わらぬ点、同一号でタイトルと文章が連続している点から、ここに一緒に収録した。

○「愛国」(六丁)堀 秀成 第七号(明治七年五月以降)

版本。これは、当時教部省十等出仕兼大講義であつた堀 秀成(文政二→明治二十・一八一九→一八八七)の述によるもので、一身一己の勉強より始め、各々の職業に励み富を蓄え愛国に至ることが原点と主張する。堀は神道家として著述や弟子の養成に尽力しただけでなく、法制史や新文化にも明るかつた。これなど明治初年の国情やミルやスペンサーに代表される維新後輸入された新進の学説の功利主義のもつ思想的影響が裏面に見えてくる文章であり、堀の学域の広さを証明する一文でもある。ただし、この堀の一文も前号と同様、必ずしも三条教則第一条の「敬神・愛国」の「愛国」というよりも、より具体的項目である「十一兼題」中の「愛国」項目を念頭に置いた衍義という方が相応しいとも考えられるが、衍義内容が極端に変わるものではないので、広義に把握して採用し、ここに収録した。

○「人道之弁」(十六丁)高岡増隆 第八号(明治七年五月以降)

版本。明王院増隆の述にかかるもので十六丁とすこし長文であるが、これも道歌を冒頭に置き、なかにも俳句を含め挿入しながら五倫五常の話を展開するなど、道話的手法の典型例と言つてよいものである。

なお、本誌の翻刻掲載に際しては、「國學院大學「河野省三博士記念文庫」所蔵本に依つた。

(三三宅)

凡 例

凡例については、前号にしたがつた。また、現在では不適切表現とされる用語については、当該箇所を□で示した。

「無題」西川須賀雄（『教院講録』第一号 明治六年六月十七日）

教院講録第一号

六月十七日開講

出羽神社宮司
兼權大講義

西川須賀雄

御教憲第一条ナル敬神トハ、信実ノ心ヲ以テ神様ヲ尊敬シ奉ルコトデゴザル。愛國トハ、國ヲ可愛ク思フコトデ、吾ガ生レタル本国ハ譬ヘバ一家内ノヤウナモノ、又天下ノ億兆ハ其ノ一家内ノ兄弟分ナレバ、皆一同ニ心ヲ尽シ力ヲ合セテ軒破ルレバ是ヲ繕ヒ、棟撓メバ是ヲ堅固ニ成スガ如ク、國ノ欠ケタルヲ補ヒ、民ノ不足ヲ満足セシムルコトデゴザル。第二ケ条目ニアル天理トハ、人道ノ本體ニシテ、其ノ大要ヲ申セバ二ツノ目ガアル。一ハ造化含養、一ハ善惡報応デゴザル。人道ハ天理ノ人ノ上ニ顯ハルミ所ニシテ其ノ大要モ亦二ツアツテ、一ハ衆民ノ産業ヲ申シ、一ハ人倫ノ道ヲ云フ。産業ハ天理ノ造化ニ則トル故ニ、西洋ニテモ人間ノコトヲ限りアル造物者ト申

シテラルコトデゴザル。又人倫ノ道ハ天理ノ報応ト相ヒ並ンデラルコトデ、一赫天理ト人道ハ決シテ相ヒ離ルベカラザル者ニシテ、人道ヲ明ニスルハ天理ノ元頭ヲ知ルヨリ急ナルハ無ク、天理ヲ明ニスルハ人道ヲ知ルヨリ先ナルハナシ。此ノ二ツハ譬ヘバ車ノ両輪ノ如ク手ノ左右ノ如ク、若シ相ヒ離ルレバ決シテ其ノ用ヲ達スルコトハ出来マセ（ヌカ）。第三ケ条皇土ト申スハ、天地世界人間万品ヲ鑄造化育セラセラルミ神ノ真ニ憐ミ給ヒ、真ニ恵マセ給ヒテ統ヲ天地ト共ニ久シク日月ト共ニ長ク伝ヘマセ給ヒ、世界ニタゞ御一人トマシマス吾ガ天皇命ヲ申シ上ゲ奉ルコトデゴザル。朝旨ト申スハ、朝廷ヨリ仰セ出サルミ御布令ハ更ナリ。凡テ思召ヲ申スコトデゴザル。悉細ハコミニ尽シ難ケレバ、立チ反ツテ敬神愛國ノ一条ヲ聊イササ説教致シマセウ。抑神ヲ敬ヒ奉ルコトハ何故ゾト申セバ、天地世界人間万物ノ主宰トナリ、坐シテ千古變ラズ万古動かズ高原ノ幽界ニマシテ風火金水土ノ五元ノ神ヲ使ハシメ給ヒ、人間ノ衣食住ニ安ンズベキ其ノ大本ヲ知シヒ召スニ因ツテノコトデ、コレヲ尊敬シ奉ルハ即チ人間ノ道ニテ大教ノ基本ナルガ故デゴザル。扱其ノ神

ノ御名ヲ天之御中主ノ神ト申シ、高皇產靈ノ神ト申シ、神皇產靈ノ神ト申シ奉ル。是ヲ押シクルメテ造化ノ三神ト申シ上グル。又右造化ノ神勅ヲ受ケテ大八島國ヲ生シ給ヒ、風火金水土ノ五元ノ神々衣食住ヲ知ルベキ神々ヲ生シ給ヒ、世ノ中ノ道ヲ始メ給ヒシ所謂伊邪那岐命伊邪那美命ノ珠たまヲ大御子ト称ヘ奉レル天照大御神、此ノ神ハ生レマシナ作ナ御身ノ光天地四表ニ赫々トマシミミタリケレバ、御祖ニ神ノ万物ヲ生シ給ヒ、世ノ中ノ道ヲ始メサセラレタル御功德ヲ悉ク天照大御神ニ譲リ与ヘサセラレテ、長ク天ツ日ノ御國ノ御主トナサセ給フ。凡世界ハ広シトイヘドモ何ナレノ國カ日神ノ御照ニ洩ルベキ。何ナレノ人カ此ノ大御神ノ御光ヲ受ケ奉ラザラン。天地世界此ノ如ク成リ整ヒ、其ノ天地ノ間ニ五穀百草禽獸魚虫、其ノ他ノ万物ヲ生ジテ人間ヲ含養シ給フハ皆コノ四柱ノ神ノ御恩頼ニヨルコトナレバ、人ト生レテハ此ノ広大ナル御恩頼ヲ一日片時モ忘レ奉ルコトハ叶ハス。仮ニモ是ヲ忘ルミハ人間ノ道デハナイデゴザル。サレバ今度有志ノ人々拳こぶしツテ大教院ヲ立テ、新ニ神殿ヲ造營シテ右ノ四柱ノ神ヲ鎮祭シ、此ノ如キ嚴典ヲ尽スハ全ク鴻慈ノ恩頼ニ

報ヒ奉リ、敬神ノ真意ヲ尽シテ衆庶ノ頼ルベキ方向ヲ定ムル所ニシテ、是コトノ教ノ尤モ肝要樞軸ノ場合デゴザル。嗚呼盛ナル哉、今度數キ布コラシ給ヘル大教ハ、独吾ガ神州限りノ私ノ道ニアラズ、真ニ世界万国ノ大教ナリ。其ノ故イカニトナレバ、吾ガ天皇ハ古ニ申シタル天照日ノ大御神ノ御血統ニマシミミテ造化ノ三神ヲ立テサセ給ヘハ、地球上只一人ノ天子ニ坐々テ、其ノ天子ノ伝ヘサセ給フ惟神ノ大道ヲ宣ブル所ノ大教ナルニ因ツテノコトデゴザル。是ヲ置イテハ世界ニ真ノ道アルコトナリ。是ヲ除クノ外ハ誠実ノ教ハナイコトナレバ、是ニ背ケバ造物主宰ノ神ノ意ニ背クト云フモノデゴザル。是ニ違フハ人間ノ道ニ違フト云フモノデゴザル。是ヲ名ヅケテ天地世界ノ大公論人間ノ人間タル大道トハ申スデゴザル。然シナガラ天地開闢ノ真正ノ古伝説未ダ世界ニ普カラズ、幽顯分界ノ真理未ダ万国ニ通ゼザルガ故ニ、今ヲ以テ考レバ地球一般此ノ大教ヲ知ラズ、此ノ惟神ノ大道ヲ知ラザルニ似タレドモ、今度奉命致サレタル大中小ノ教正等大講義以下ノ教職等、皆一同々心協力シテ此ノ神道ヲ更張シ、此ノ大教ヲ推シ広メバ何ナノ人カ信ゼザラン。何ナ

ノ国力カガザラン。是^{コト}教導職ノ一大重任タル所以デゴザル。准后親房卿ノ神皇正統紀ニ曰ク、天地ノ始メハ今日ヲ以テ始メトスト、実ニ愉快ノ名言デハゴザラスカ。其ノ故イカント申セバ、今カク大教院ヲ立テ教ヲ世界ニ敷キ布コサントスル所ハ是ゾ大教ノ開闢スベキ一大紀元デ、恐レ多クモ教導職ノ面々ハ八百万ノ神々ノ各司ル所ヲ持チ分ケテ、此ノ天地ヲ作り此ノ人間ヲ含養サセラル、御事業ニ神習ヒ奉ツテ、世界中ノ人民ヲシテ皆此ノ大教ニヨラシメ、皆吾ガ大道ニ化セシメテ全国一般ノ文明開化ヲ来スヤウニト、朝昼暮夜ニ精神ヲ凝^{コウ}シ行往座臥ニ大憤発ヲ起ス時ハ、地球上ニアラユル万国ノ人々モ、西ヨリ東ヨリ北ヨリ南ヨリ思フテ服従シ奉ランハ鏡ニ掛ケテ見ルガ如シ。是則チ造化ノ三神天照大御神ノ御神慮ナレバ、恐レナガラ其ノ御神慮ヲヨク体認シ奉ツテ教ヲ世界万国ニ及^{オホ}シ、道ヲ天下後世ニ明ニセントスル、是ヲ真ノ忠臣孝子トイフ。是ヲ真ノ敬神愛國ト云フ。サレバ一同此ノ旨ヲ守ツテ勉勵シ、此ノ趣ヲ奉ジテ怠ルベカラザルモノ也ト。敬ツテ白ス。

教院講録第一号終

「敬神」西川須賀雄『教院講録』第三十号 明治八年十二月

教院講録第三十号

月山神社宮司兼出羽湯殿
山内神社宮司兼權少教正 西川須賀雄謹識

敬神

「千万乃物乃大綱本綱八神二万世利十人八四良受八方」敬神ハ天下国家ヲ治ル政事ノ根本^{コソナ}。敬神ハ人倫常道ノ大綱^{マカ}。敬神ハ諸道百教ノ樞軸^{スウヂク}。敬神ハ技芸産業ノ要領ニシテ天下国家ヲ治ルニモ。一家一身ヲ修ルニモ。除災^{ヂヨサイ}招福^{セウフク}ヲ祈ルニモ勸善懲惡ノ教ヲ布クニモ。悉皆敬神ヲ以テ土台心木^{ドクイシキボク}ト致サネバナリマセヌ。自然コソ敬神ヲ等閑ニスルトキハ譬バ車ニ枢軸ナキガ如ク。船ニ楫無キガ如ク。家屋ニ柱ナキガ如ク。扇ニ要目無キガ如ク人道モ爰ニ分離シ。天地モ爰ニ破裂スル程ノコトデゴザル。其故イカニト申セバ。凡大地世界ニ有ラユル事々物々何ニ限ラズ。網目本末ガアルニ因テノコトデゴザル。譬バ君ハ網ノ綱ニシテ。臣民ハ網ノ目ノヤウナモノ。太政官ハ本ノ統括リヲスル所ニシテ。三府六十県其他区戸長細小ノ

者ニ至ル迄。末ノ用ヲ達シテアル一國一県一区一村一家
一身ノ細密ニ至テモ。其雛形ノ割合ニ於テハ微塵モ変ル
コトハ無いデゴザル。コレヲ一身ノ上ニ譬テ見ル(レ)
バ。靈魂ガ体ノ大綱ト成リ。五官四支百骸ガ目ト成テ用
弁ヲ致スヤウナモノデゴザル。ソコデ靈魂ト四支百体ノ
間ニアル心ノ柱ガ堅固ナラネバ。辛抱ガグラツイテ諸事
ノ間違ヒクヒ違ヒガ爰カラ出テ来ル。此一身ノ間違ヒク
ヒ違ヒモ天下ノ國家ノ間違ヒクヒ違ヒモ。又雛形ノ割合ハ
丁度同事デゴザル。偕此世中ト云フモノハ神様ガ総括ノ
大綱ヲ取テ御座レバコソアレ。神ガ座々サネバ。天地モ
人間モ万物モ出来ハ致サヌ。遙ニ遠キ神代ノ昔ヨリ天照
日ノ御光モ変ラセ玉フ事無ク。四季折々ノ暑サ寒サモ時
ヲ違ヘズ。春来レバ野ニモ山ニモ霞立チ。梅桃桜咲乱レ。
鶯ノ囀ル声色ネイロ二人ノ心モ自然ト面白ク和暢ニナル。夏ハ
青葉生茂リ。折フシ降り来ル五月雨ニ山時鳥名ノリシテ。
ヤガテ秋風吹来レバ。岡ノ八千草色ヲ争ヒ。山田ノ稲穂
色付渡リ。嵐ニムセフ峰ノ鹿。野ニ鳴ク虫ノ声く何ト
ナク憐ヲ催シ。物ガナシクナル。冬ハ草木黄バミ落テ
タ。白妙ノ雪深ク。カクスル間ニ五穀草木生熟シ鳥獸魚

虫化育シテ。或ハ三度ノ食物ニ備リ。或ハ時々ノ衣服ニ
備リ。或ハ家屋器械ニ備リ。或ハ祭典葬儀宴会。其他礼
節等ノ用度ニ備リ。人間ノ日用更ニ乏シキ所無ク。何一
ツ欠ケタル事無ク。別テ有難キコトニハ天照大御神ノ御
正統天地ト共ニ統カセタマヒ。其臣民モ神代以來ノ起縁
浅カラズ。父子。夫婦。兄弟。朋友ノ交際ニ至ル迄。親
義信切ヲ本トシテ。形ノ如ク生活ヲ遂テ居ルト云フハ。
是何故ゾト深ク其大本ヲ穿鑿シテ見レバ。皇祖天神ノ大
綱ガリント致テ居ル所カラノコト。又天照大御神ノ御垂
訓ノ忝キニヨルコトハ元ヨリ申ス迄モナキコトデゴザル。
穴アナ畏カク々々。コノ綱一度緩ミユルムトキハ君臣ノ大義モ
爰ニ乱レ。父子ノ親モ爰ニ乱レ。夫婦ノ道モ爰ニ乱レ。
兄弟ノ序モ爰ニ乱レ。朋友自他ノ信義。交際爰ニ乱テ。
上乱レ。下乱レ。ミダレくテ天下麻ノ如クニ乱レ。終
ニハ日月モ光ヲ失ヒ。天地ノ正氣閉塞シテ草木生セズ。
五穀実ラズ。人民ノ生活爰ニ尽キ。乾坤ノ運轉モトウ
く止テ仕マハネバナラス。爰ヲ以テ敬神ハ天下ノ國家ヲ
治ル根本人倫常道ノ大綱諸道百教ノ樞軸。技芸産業ノ要
領ナドハ云フデゴザル。扱敬ハ真実心ヲ以テ尊敬致スヲ

云フ。凡テ人ノ心得所置振りニハ。ダン／＼浅深モアリ。真偽モアルコトデゴザルガ。此敬神ナドニハ分テ其次第カラガアルコトデゴザル。ツラ／＼世上ノ人ヲ見ルニ。先神ニ対シ奉ル心得ガザツト別テモ三段バカリノ差別ハアルデゴザル。先グツト下等カラ申セバ。所謂御幣カツギト云フガ有テソコノ取出シ爰ノ稲荷トウロタヘ回ツタ迷ヒ信心ヲ致シウツ、ヌカシテ家業ノ妨ニナルヤウナコトモアル。左様ナ人等ノ心中ニ這入テ一々吟味ヲシテミルト。ソリヤ申迄モナイ勿体ナク。恐入タコトバカリアルコトハ明白ヂヤ。又中等ノ人々デ云ヘバ。人ハ五倫ノ道ヲ正クシ。孝悌忠信ノ心ヲ失却セズ。誠ノ一字サヘ守ルモノナラバ。神ヲ祈ルニハ及バヌ。神ハ人間ノ心ノ中ニ座マセバ。心ヲ正路ニ致スノガ直ニ敬神ヂヤナド。ヒネツタ理屈ヲ立テトモスルト。直ニ心ダニノ歌ヲ引テ右ノ心バヘヲ示スノジヤガ。是ハ第一菅家ノ御歌ニアラズ。又歌ノ意ヲ解シ違ヘテ説クコトデゴザル。中ニモ勿体ナキハ。神祇ヲナキモノニスルヲ猛キコト、心得。神ヲ敬フハ女々シク拙キ業ノヤウニ思フ族モアリマスルガ。是等ハ実ニ上ノ件ニ申タコトヲ知ラズ。天子ノ御親祭ア

ラセラル、謂ヲ更ニ何トモ思ヒ奉ラズ。政事ハ祭事ナリト云フ故実モ知ラズ。実ニ無学無識ニシテ沙汰ノ限リナルコトドモデゴザル。一寸考見ルガヨイ。己イカヤウニ才智ガ勝レテ居レバトテ。逆モ神ノ靈智ニハ及バヌ。己イカヤウニ芸能アレバトテ。逆モ神ノ靈能ニハカナハヌ。マタ万葉ニ「空蟬し神にたへねば」ナド、詠テ顕明ノ人ハ幽冥ニ勝ツコトガ出来ヌ。併シ是ヲ人ノ心ニモ入テ穿鑿ヲシテ見レバ。己ハ一度モ神ヲ拝ンダコトハ無レド失〔矢〕張運モ強シ給金モ沢山取テ。更ニ苦辛モ無イヂヤナド、云ト。モシ思ヒモシテ居ロウガ。コレハ是天子御親ヲ天地神明ヲ祭ラセラル、大光明ノ中ニ養ハレテ居ルカラ僥倖ニ無事ニシテヤルノデ。コ、ガ又神ノ大ラカナル御心ノ有難キ所デゴザル。満天下ノ人々ガ七八分モ右ヤウナ心得ニナルト実ニ大ナル變改ヲ来スコトハ真ノ活目ヲ以テ見ルト明ラカニ見ユルデゴザル。爰ニ至テハ凡愚ノ御幣カツギガ却テ殊勝ニ思ハル、デゴザル。ナゼカト云ヘバ下ハ下丈クニテ決シテ天下ノ害ニナリ大變改ヲ来スヤウナコトニハ至ラネド。右ニ云フタ人等ハ随分小智恵モアリ見識モアリ。利口ニ立回ルコト故。

其關係スル所決シテ輕カラス。小ナラズ次第二増長致

スニ於テハ。終ニ天地ノ大經ヲ乱シ。人間ノ大倫ヲ乱ル

ヤウニ成ルコトニシテ実ニ恐ルベキ次第デゴザル。

以下後号へ続ク

教院講録第三十号終

「前号ノ続キ」西川須賀雄〔教院講録〕第三十一号 明治九年三月

教院講録第三十一号

前号ノ続キ

亦一番上等ノ人ノ敬神ハト申セバ。先ヅ神ノ神タル所以ノ骨髓ヲ微塵モ疑フ事無キ故ニ行住座臥ニ其ノ心ヲ忘レズ。諸神ノ社ヲ敬フハ申モ更ナリ。家内ノ一間ヲ清淨ニシツラヒ。注連引回テ神籬ヲ立。白木ノ机ニ玉串ヲ置キ。毎朝酒饌ヲ備ヘテ其前ニ敬々シクヒレフシ。乎手高ラカニ打鳴ラシテ、先ヅ造化ノ三神。天照大御神。大國主神。産土神。其他兼テ信ジ奉ル神号ヲ申上ゲ生出タル日ヨリ。今日ニ至ル迄。衣食住ニ安ンジ居ル。御恩ヲキツト心ニ思ヒ。其恩頼ニ報イ奉シ祝詞ヲ白シ。皇上ノ聖運ヲ祈リ奉リ。立君共治ノ太平ヲ願ヒ。マタ吾平日ノ志願ヲモ申上テ清ク明ラカナル心ヲ。事過ツ事ナク。和魂荒魂ノ活用自在ニシテ剛ナラズ。柔ナラズ。怠ラズ緩マズ。上ニ對テハ奉公ノ筋ヲ過ツコトナク。下ニ對シテハ慈愛ノ心ヲ失フコトナク。此心天地ニ感通シ。世界一ヤ

ウニ仕へ奉ルヤウニト折ル。是等ガ上等ノ心ムケデゴザル。カヤウナ人ハ平生ノ心志常ニ変ラズ。起臥動靜ニ付テモ之ヲ慎ミ。朝昼暮夜之ヲ慎ミ鎮テ屋漏ニ恥ズ。其心ト其言ト其行ト更ニ影日向ガナイ。此所ハ実ニ大事ノ場所デ人モ我モ其実徳ヲ修シ治メテ。人ノ人タル誠ノ至極ニ立至ルモ。則チ爰ニアルコトデゴザル。其訳ハ一体物事ニ精粗ノ二ツガアル。譬バ支那ト云フハ皮ノ俣ニテ藥ノ粗キモノ。其支那ヲ製法シタノヲ。支那塩ト云フテ至テ精キモノ故。工能モ亦ソレダケノ違ヒガアル。平日ハドノヤウニ勇猛堅固ナ人デモ。正直ナ人デモ。見ル物聞ク事ニ紛レテ。情ヲタメ事ノ過ヲ引出シ。或ハ事ノ決断ニマゴツキ我ト我ガ心ニモ疑ヒヲ起シ。偕モ。ツマラヌコトヂヤト。身ヲ顧^{カヘリ}ミ心ヲ責^{セム}ルコトハキツトアルモノデゴザル。是ガ幾分ガ粗キ所ノアル故デゴザレバ。時々。刻々ニ志ヲハゲマシ精神ヲ凝ラシテ折リ奉レバ。其精神ト志ノ撓マザル所ヨリ。仮々精密ナル場ニ到ルモノデゴザル。全体神明ヲ敬フハ吾精神ヲ精密ニナス妙術デゴザル。其故ハ其精クナツタ精神ヲ。又神ニ向テ怠ラザルトキハ。精キ上ニ精クナリ。丁度藥ヲ。ランビキニ

掛テ精練スルヤウニ其上ヲコシ。又其上ヲコシ。弥益謹慎精勤致ストキハ。終ニ道德ノ場ニ到リ其徳孤^コナラズ必ズ隣アリテ。広ク他人ノ上ニモ移リ。自然ヲ平安安全ノ道ヒラケ。終ニハ。外蕃^{グライバ}諸国ノ人マデモ。懐^{オク}キ隨ヒ奉ルヤウニナランコトモ疑ヒナキコトデゴザルガ。ソウナルト云フモ。皆此敬神ニアルコトデゴザル。

敬神

第一条 敬神愛国旨ヲ体スベキ事

第二条 天理人道ヲ明ニスベキ事

第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守令ムベキ事

今般御一新ノ際ニ方リ此三条ヲ大教ノ標^{ヒシヨウモク}目ニセヨト仰セ出サレタマヒ。尋テ神官僧侶^{コウゾ}挙テ大教院ヲ立テ布教伝道ヲ盛大ニ致スヤウニナリタルハ誠ニ有難キコトデゴザリマス。偕^{サチ}教ト云フニ付テ申スコトガアル。是ハ一体迷^{マヨヒゴ}子ハグレ者ナドニ道筋ヲ教テヤルヤウナモノデ。兼テ知レタ道。通^{カヨヒサ}馴レタ所ハ教フルニモ習^{ナラ}フニモ及バズ。大手^{オウチ}打振^{ウチ}テ通行ガ出来レドモ。カツテ知ラヌ奥^{オク}山^{ヤマ}荒野^{カウ}ノ末ナドニ道ガ幾筋モアレバ。サアコ、デマゴツキ出シテシルベヲ頼ミ教ヲ受ネバナリマヒヌ。亦マゴツキ迷フ人

ニハ手ヲ引テ案内ヲスル如ク。眞実ニ教テヤルノガ教職ノ役目デゴザル。サレバ教ハ先方二道ノ誠ヲ承知サスル迄ノ入用合点シタ上デハ。モウ教ノ入用ハ無イ。古人モ是等ノコトヲバ月ニ指スノ指。門ヲタ、クノ瓦子ナド、申タハ此故デゴザル。偕是マデ吾皇國ニ教導ノ手引數多アリシコトニテ。先儒道仏道俗神道心学道話ナドサマト、デ儒道ニモ古学朱子学ナド、派ガ分レ別レテ。仏道ニハ筋ガタクサンニ分レテ其案内ノ仕様ガ種々無量デゴザル。是ハ人ノ機根ノサマト、ナル所ヨリ然ラシムル所ナレバ。是非カクアルベキ筈デゴザル。然シカバカリ小道ガ影數相ナクテハ。又マゴツキノ仲立ト成テ何レガ大道ノ本道ヤラ近道ノ小道ヤラサツパリ分ラヌ程ノコトデアリマシタ。爰ニ尊キカモ有難キカモ此節教部省ヲ立オカセラレ。神官僧侶及ビ有志ノ人々ヲシテ重キ教導職ニ任ゼラレ。大教ノ目的ニ三ヶ条ノ御教憲ヲ仰セ出サレマシテ。薪樵ル山賤綱引スル海士ノ子ドモノ耳ニモ入安ク直ニ承知ノ出来安イ折枝ニセヨトノ叡慮ハ誠ニ以テ比類ナキ鴻恩ニシテ。暗夜ニ燈トハ則チ此御事デゴザル。偕コノ御教憲ノ有難サハ指ヲ以テ月ノ在

所ヲ教ヘタリ。門ヲタ、イテ案内ヲ乞フヤウナ迂遠イ事デハ無イ。直ニ其月ヲ見セ。直ニ其返事ヲスルヤウナモノデ此上ノ大道ハ無ク。又此上ノ近道ハ無イ事デ。最早事ハ全ク調テヤルデゴザル。然シカヤウニバカリ申テハ又爰ニマゴツキモ有ウニ因テ。少シ蛇足ヲソヘテ話シマセウ。先コノ三条ニハ何レニモ一々ノ道理ノ備テアルコト云フ迄モ無ク。説ケバ百座二百座ノ説教ニモ説キ尽サル、訳デハ無レドモ。タ、煎ジニセンジ。タ、詰ニツメテ見レバ。敬神ト皇上奉戴トノ二ツ外。残りマセウソナラ天理人道ノ一ヶ条カ無クナルトモ思ハレマセウケレドモ。ソウデナイ。イカニトナレバ真カラ神ヲ敬ヒ奉リ。底カラ皇上ヲ奉戴致シテ更ニ一点ノ惑ヒモ無キヤウニスルニハ。生来ノ大智識カ。又ハ余程学文モシタ上デナケネバナラヌ故ニ。教職タルモノハ飽迄学文ヲ致シ。魂心ヲ練磨イタシテ天理ト人道ヲ微塵モ疑ハヌヤウニ明カニシタイコトデゴザル。其ノ明ラカニシタ天理人道ヲ民間ニヲシフルニハ学者ノ匂ヒヲ皆ヌステ、空理空論ノ理屈ヲ云ハズ。何ノコトモ無ク神ヲ敬ヒ。皇上様ヲ奉戴致テ思召ニ背クナヨト進ル迄ノコト。然ルヲ時トシ

テハ自分ガ学文修行シユキヤウイタシタ道行ミチユキキヲ愚夫愚婦グフグフノ説教
ニ備ルソナフ人モアルケレド。ソレヂヤニ因テ愚昧グマクマイノ民ガ一
向ヨリツカヌデゴザル。偕此三条ノ御趣意シユイノ敬神ト皇上
奉戴ソウタイノ二ツニツゞマル謂ヲ。恐入タルコトナガラ扇アヒキニ
タトヘテ云フトキハ。敬神ハ扇ノ蠅目カナメノゴトク。皇上ノ
御恩ハ扇ヲツカウテ風ヲウケ。暑サヲワスル、ヤウナモ
ノ、天理ト人道ハ紙ト骨ホネノヤウナモノ。紙ニハサマゞ
ノ書画シヨウガナドガ書テアリ。骨ハ扇ノカタチヲ整トシヘテ見カ
ケヨク成ス者ナレバ、打見ウチミ所ハ紙ト骨ガ扇ノ眼目ガンメクノ様
ナレドモ。ツマリヲ云ハ扇ノ要用風ヨウユウヲ出スニ有。其風ヲ
出スベキ為ノ取締シヤウリハ要目ニアルコト勿論ナレバ。コ、
ラノ所カラ工夫致スト三条ノ御教憲グケンガヨク腹ハラニ入デゴザ
ル。

以下後号へ続く

教院講録第三十(一)号終

「前号ノ続キ」西川須賀雄(「教院講録」第三十二号 明
治九年四月)

教院講録第三十二号

前号ノ続キ

偕敬神ノ用ハ皇上奉戴ニアリ。皇上奉戴ノ本ハ敬神ニ有
テ元ヨリ相離ルマジキ道理ヲ聊演舌致シマセウ。其故ハ
先神様ノ一番御機嫌キゲンニ叶ハセラル、ヤウニ致スノガ第一
ノ敬神デゴザル。ソシテナラドノヤウナコトガ神様ノ御機
嫌ニ叶フカト申スニ。皇上ノ叡慮安マセ玉フヲ以テ第一
ノ御喜ビトナサルデゴザル。ナゼ神ハ皇上ノ叡慮安マセ
玉フヲ以テ御喜ビト遊アソブバスカト猶深ク考カシガテ見レバ。抑
我皇上ハ天地ヲ造ツクラシツタ産靈神マコムスヒノカミヤ。一天世界ヲ照ラシ
給ヘル天照大御神ノ御愛護深ク坐イママス御子孫ノ御末ニ坐
マスガ故デゴザル。爰ノ道理ハ我人トモニ備ヘテ居ル性
情ジヤウヲ以テ考カシガヘテモ伺ヒ知ラル、コトデゴザル。譬タトヘバ居
宅タクヲ構カマヘ世具セキヲ整トシヘ。奴僕ヌボクヲ抱カヘテ相当ノ給金キウキンヲ与アヘ。
家業繁昌カゲウハシシキヲ祈イノルハ。是何ノ為カト云ヘバ。子孫長久シ
テイツマデモ我ナキ跡アトヲ祭マツリテ呉クヨトノコトヨリ外ハ無

イデゴザル。倭人間コトニ子孫長久ヲ喜ブ真情ヲ備テ
ヤル元ノ起リヲ申セバ。取モ直サズ天地ヲ造ラセラレタ
ル皇産靈神ヨリ人間ノ分限相応ニ随テ賦与アンバスニ
因テノコトデゴザル。ナゼナレバ皇産靈神預メ天地ノ
荒取ヲ始メ置カセ給ヒ。御祖ニ柱神ニ此漂ヨヘル国ヲ
造リ堅メナセトノ玉ヒシヨリ。天ノ奴矛ノ柱立ニテ八尋
殿ト成リ整ヒ。風火金水土。五元靈ノ神徳ニヨリテ先
五穀飲食ノ元モタチ。衣服器械トナルベキ物モヤウ
く成リ立チ。又青人草トテ仏語ニテ一切衆生ト云フ
ガ如キ賤民ヲ生ミ給ヒ。御生仕舞ニ天照大御神ト須佐之
男命ト二柱ノ尊キ神ヲ生ミ給ヒテ。殊ノ外御喜ビナサレ。
天照大御神ヲ天日ノ御主宰ト御定メナサレ。須佐之雄命
ヲバ地球ノ御主宰トナサレタレドモ。至テ深キ故有テ須
佐之雄命ハ月球ニ御出ナサレタデゴザル。偕コノ日神ト
御誓ノ中カラ正哉吾勝々速日天之忍穗耳命ト外ニ四柱
ノ彦神ト三柱ノ媛神ヲ生セラレテ。男ハ天照大御神方。
女ハ須佐之雄命ノ方ト分ケタマヒ。扱天照大御神ハ。忍
穗耳命ノ御子。大御神ニハ。御孫君ニアタラセタマヘル
天津彦穗之瓊々岐命ニ。八咫鏡ヲ御授ケ遊バサレ此御

鏡ハ全ク我ヲ視ルモ同ヤウナルニ因テ。我御魂ト致シテ
大切ニ祭りタマヘ。御子孫ノ長久マシマサンコトハ天地
トトモニ極リアルベカラズト仰付ラレテ。始テ日球界ヨ
リ此下界ニ降臨アラセラレ。是ヨリ以來此御勅空シカ
ラズ今日ニ至ル迄連綿ト御ツナガリ遊バスト云フハ。ア
リガタイト申テヨカロウカ。神異ト申テヨカロウカ。決
シテ偶然ノコトデハナイデゴザル。扱コノ下界ハ一タン
須佐之雄命ヘ仰付ケラレタ謂ニ因テ。此神ノ御子ト坐ス
大國主神ガ専ラ土地ヲ開キ國ヲ造リ彼青人草ノ為ニ。
医薬。方術ヲ施シ。教ヲ布テ。御愛撫アラセラレタナ
レドモ。天孫降臨坐マスニ付テハ。是非差上タマハネバ
ナラヌ幽契アルニ因テ。則チ天神ニ申上タマフニハ土地
モ人民モ則チ今天神ノ御子ニ奉リマスルカラ。天神ノ御
子ノ次々ハ顯政ノコトヲ知召セ。吾ハ退テ幽境ニ入り
神事ヲ以テ陰ヨリ天神ノ御子ノ御政事ヲ助ケ奉リ。近キ
守神ト成リマセウト申上ニナリマス。天神モ殊ノ外
尤ノコトト思召レ。其御恩賞トシテ幽ヨリ禍福ヲ裁判
遊バズベキ大権ヲ御委任アラセラレマシタ。是ガ幽顯
判然ト分レタル所又神ト人間ト程遠クナツク〔タ〕始リ

デゴザル。是ラノコトハ皆正史美録ニ伝ヘサセラレタル
神伝ノアラマシデゴザルガ。天神ガ如ク迄デ御子孫ノ
末々迄愛護アラセラル、ニ因テ。其雛形ヲ我人共ニ賦与
サレタ者デアアル。ソコデ子孫ノ末ヲ思ハヌヤウナ薄惡不
人情ノ輩ハ此皇国ノ人ニハ無イデゴザル。此御因縁
ニ依テ祖先ヤ親ノ恩ヲ忘却致スヤウナ惡風ノ人柄モ皇
国人ニハ無デゴザル。偕天神ノ御子孫トマス皇上様ガ皇
祖天神ヤ太神宮ニ大孝ヲノベサセ玉フ御事ヲ祭ト云ヒ。
其祭ニ付テ事件ノアルヲ祭事ト申テ。則チ所謂御政事向
テゴザル。又其祭ノ事件ヲ助ケ奉ルヲマツロヒト申テ字
ニハ。服従ト書テアルデゴザル。
爰ニ麻都里ト云。訓義美智二道ノ字ヲアテタル。訳中臣
氏ノコト血胤ノコト智慧ノ別アルコト。又何コトニモ大
小ノ雛形アルコト。又小ハ大ニツカザルヲ得ヌコト上下
一貫スベキ道理ナドヲ詳ニ弁ヘタケレド一座ノ説
教ニ尽シガタケレバ別ニ三語真諦ト云フヲ。述テ夫ニ云
ハントス。扱其祭ヲ助ケ奉テ皇上ノ御心ヲ安メ奉ル臣民
ノ業ハト申セバ一向訳ノ六ツカシキコトモ何モナイ。人
ノ品位ニハ大臣。参議。士族平民ト別アレドモ。其尽ス

所ハ皆以テ皇上ヘノ忠勤ナリ。此国ヘノ御奉公ナリト一
心不乱ニ決定シテ。大臣ハ大臣ノアルベキヤウヲ尽シ。
兵士ハ兵士ノアルベキヤウヲ尽シ。教導職ハ教導職ノア
ルベキヤウヲ尽シ。農工商ハ農工商ノアルベキヤウヲ尽
シ。上下諸トモ同心一致シテ皆其アルベキヤウヲ尽シ。
或ハ智者ハ心ヲ勞シテ知恵ヲ奉リ。或ハ力強キ者ハ形ヲ
役シテ力ヲ奉リ。金銀アル者ハ金銀ヲ奉リ。又義ニ因テ
ハ命ヲモ奉リテ御奉公申上ルヲ其祭ヲ助ケテ御心ヲ安メ
奉ルモノト云フ。ソウ致セバ元ヨリソレヲ訳モ無ク
タゞ御受アソバスヤウナコトハナイ。心ヲ勞テ知恵ヲ奉
ル人々ニハソレ丈ケノ官録ガアリ。力ヲ役テ手足ヲ奉
ルモ亦ソレ丈ケノ俸給ガアリ。又カク下々ヨリ奉リタル
物ヲ以テ国内ニ盜人ノナキヤウニ。不慮ノサワギノナキ
ヤウニ。馬鹿ノ出来ヌヤウニ。罪人ノナキヤウニトノ御
世話ガ有テ。広大ナル官省府県トソレノ二立オカセラ
レ。数多ノ官員二月給ヲ下シ置レテ。ソノ持場ヲウケモ
タセテ治メサセラル、故ニ。商ヲスレバ其利益デ父母ヲ
モ養育ガ出来。田ヲ耕セバ其作得ヲ以テ妻子ヲ扶持ス
ルコトモ出来テ。塗炭ノ苦ヲ免レテヲル。是ラハ知ラ

ズ知ラザレドモ。皇恩ノ鴻コウ大ナル大仕掛ニヨルコトハ申
迄モナケレバ。税ヤ運上ヲ訳ナク奉ルヤウニ思フト罰ガ
アタリマス。扱カクノ如ク皇上ヲ奉戴致テ其御祭事ヲ助
ケ奉ルニ於テハ。其皇祖トマシマス天神ノ御機嫌ウルハ
シキコトハ勿論ノコトナレバ。皇上ヲ奉戴致スノガ。敬
神ノ用トハ申マス。又天神ノ御心サヘウルハシク坐セバ。
其天神ノ造化ノ中ニ養ハレラル我々ナレバ。自ラ無事安
全ナルベキコト是又勿論ノコトデゴザル。

教院講録第三十二号終

「三章略弁」高岡増隆（「教場必携」第五号 明治七年五月以降）

教場必携第五号

○三章略弁 高野山明王院権少教正 高岡増隆述

道遠しほともはるかにへだ、れり思ひをこせよ我もわすれし

是ハ古今集ニアル歌ニテ、昔奥州ノ住人紀州ノ熊野神社へ三年ノ間ダ毎年参詣ヲ仕マスニヨツテ、此願望ヲカナヘ玉ヘト一心ヲコメ誠ヲツクシテ祈リ奉リタル処ガ、心願成シタルニ付テ遙々ト参詣シ、社殿ノ前ニテ念願成就ノ御礼ヲ申上テ畏^{カシコ}ミカシコミ神殿ヲ見奉レバ、何^{ナニ}モ寂寥^{チヤウサヒ}テ凌威^{リョウイ}ノ貴クアラセタマフヲ感じテ通夜ヲ致シタルガ、併シ我コソハ遠国ニシテ毎年々々間チガヒナク参詣スルト云フコトハ所セン出来ヌコトジヤガ、夫ト申テ一端立願ヲ致シ虚言ヲ申テハ御罰ヲ蒙ル程モ計ラレズ、如何シタラ宜ヤト心煩^{ウツキ}ミテ居ルウチ、夜モ深更ニ至レバ疲^{ツレ}ノ余リ寝イリタルガ、其時ノ夢ニ神ノ顯レマシテ告サセ玉フ御歌ガ今読上タル通りニ、奥州ヨリ此処マデハ

中々以テ道ノ程遠クシテ、イカニモハルカニ国々ヲ隔テ、居レバ、最初立願ノ通り、毎年々々参詣ノ出来ルコトデハ無イ、夫ヨリハ汝ガ真心^{マコトココロ}ヲ此所へ通^{カヨ}ハシサイスレバ、此度オモイ立ツ処ノ志ヲバ努々我ニオイテ忘れハセヌト云フ御歌デゴザル。コノ通り信心ノ誠ヲ顯ハシ、敬神ノ志ヲ尽セバ、ワザ々々奥州ヨリ紀州マデ足ヲ運ビ、参詣ヲセズトモ神ハ常ニ照鑑^{ミトメカケ}テゴザルニ依テ、其誠心ヲ感ゼラレテ一切ノ諸願ヲ御聞届ケ下サレマスジヤ。各々方モ是ラノ趣キヲ想像^{オモヒヤリ}テ常々神明^{カミサマ}ノ御蔭ヲ忘れズ、明クレ敬神ノ道ヲ守レバ、ワザ々々其神前ニ至ラズトモ志シノ誠ガ貴キサヘスレバ御納受アラセラレテ、影ノ形ヲニ付キ随フガ如クニ御守リ下サル、カラ、精々信心ヲセラル、ガ宜イジヤ。又吾ガ皇国ハ神ノ成坐^{ナシマセ}ル国ト云ヒ、而^{シカ}モ神ノ造ラセ玉フ御国ニシテ、何^{ナニ}モ貴キ忝^{イカ}キ国ナルガ、偕^{トモ}其貴キ忝^{イカ}ナキ御国ニ生レタル有リ難サヲ相像^{オモヒヤ}リ、生レテヨリ是マデ、厚キ御恩ヲ蒙リタルコトヲ寝テモ寤テモ忘れヌ様ニ、何トゾ九牛ガ一毛トテ、牛ノ軀^{カネツツ}中ニアル毛程ニ御恩ヲ沢山蒙リテ有レドモ、セメテハ其毛ノ一本ホトナリトモ御恩ヲ報ゼネハ人間ニ生レタル甲斐ガ

無イト平生心頭掛ネバ成マセヌジヤ。世ノ諺ニ毛着レ報不^レ知^レ恩^劣。于畜生^一ト云フコトガアリマスガ、犬猫デモ大切ニ育テラレタル人ヲ能ク知り恩ヲ弁^ヘテ居ルモノジヤガ、マシテ万物ノ長タル人間ガ国恩ヲ報スル念慮ガ無クテハ畜生ヨリモ劣リマスジヤ。倭国恩ヲ報ズト云フハ何体ナ事ゾト申スニ、兎角^ト国ノ為ニ成ルヤウ国ノ富ムヤウ国ノ利運ニ成ルヤウニ心掛ケルノデゴザル。当節ノ新聞ヲ見ルニ、陰阻^ケノ山ヲ切り開テ往来ノ助ケヲ成シ、或ハ谷川ノ巖ヲ打碎テ船ノ難^レ洪ヲ救ヒ、又ハ渡リニ橋ヲ掛テ旅人ノ通りヨキヤウニ致シタルコト、幾ラモ書テ有マスジヤ。是全ク国報ヲムクユル心ヲ顯スト云モノデゴザル。併シ右様ナ証^シ拠^コヲ云タレバ、夫ハ元ヨリ金モ沢山ニアリ分別ノ勝^スレタ人ノコトジヤ。我々如キ貧乏ニシテ智慧才覚モナイ者ニ言ツテ聞セタ処ガ糠^スニ釘^キヲ打ツト云フ道理、益^ニ立タヌコトジヤト思フ人ガアルカモ知レヌガ、夫ハ国ニ向イテ実意ノ無イ薄情ナト云フモノデゴザル。如何ト申スニ、日用心法鈔ト云フ書物ノ中ニ家職大明神ト云フ神ノ靈驗ノ新タナルコトヲ説テ有マシガ、成程此神ノ御助ケ下サル、ニヨツテ今日食事モ十分

ニシテ、曾テ空^ビ心^イメモセズ暖カニ着ル物ヲ着テ寒キ愁モナク露ニモ打^ウタレズ、家内ニ樂々ト住ムコトガ出来ルハ、僉^ミナ家職大明神ノ御恩^ス〔惠〕ミナレバ、イカニモ々々、忝^ニナク思ヒ、片時モ此御恩ヲ忘ル、コトハ成マセヌゾ。若シ心得チガヒノ人有テ、此神ヲ羸^シ略^スニシ參詣ヲ怠ル時ハ、忽チ家ガ潰^クレ身ヲ損^ソイ、五尺ノ軀^{カラダ}天地ノ間ダニ置キ処ノナキヤウニ成マスジヤ。或ノ歌ニなき物ヲ仕^シ出^ダす宝の手をもちてたゞをく人そをろか成けり

此通り何程貧窮ニテモ精出シテ家業ヲハゲミサヘスレバ其貧乏^{ビシ}ノ棒ヨリ金銀米穀心ノマ、ニ世界ノ宝ヲ吹キ出シマスジヤ。夫ガ全ク国恩ヲ報ズル誠ヲ顯ハスト云フモノデゴザル。

仏家ニ報国ノ例証ハ榮西禪師ノ宋国ヨリ始メテ茶種ヲ請ケ来レリ。此トキノ茶壺鎌倉八幡宮祠官箱崎氏所持ス。其壺ニ彫^ホテ曰ク、茶種大日本国送之宋国元和トアリ。此茶方今天下ニ蔓延シテ大ナル国益^キヲ為スハ、是榮西禪師ノ報国尽忠ノ意思ヨリ出タルモノナリ。其他池ニ堀リ堤ヲ築キ橋ヲ掛タル名僧等カゾヘアグルニ違^イアラズ。元

亨釈書ヲ見ベキ也。

各、方モ家職大明神ヲ信仰シテ報国尽忠ノ誠を顯サネバ穀潰シト云改名ガ付テ人間ニ生レタ甲斐ガ有マセヌゾ。

猶又人間ニ生レタカラハ常、五倫ノ道トテ、君臣父子夫婦兄弟朋友ト云フ五ツ通りノ道ヲ守ラネバ人間トハ云ハレマセヌジヤ。先ヅ此五ツノ中ニモ君ト云ニ臨メ様ニ依テハ段々ノ分子ガ有レドモ、世界中ノ大君タルハ悉クモ天子御一方ニ限ル故ニ皇上ト唱ヘ奉リマスジヤ。抑々皇上ト申ス事ハ是ヨリ上ナシノ大君ト云フコトデゴザル。

外国ノ天子トハ替テ我国ノ天子ハ神代ノ昔ヨリ皇統一嗣一皇一徹トテ、天照大御神ヨリ今上皇帝マデ何ホド御歴代ハ換ルトモ、其御血脈は一水ノ如ク一点ノ替リモ無レバ、神代モ今モ其御位ノ同キコトナレバトテ、五百番歌合ノ中ニモ源成宣朝臣歌ニ

神代より絶せぬ天つ日つぎとてげに曇りなき君は我君ト云テ有マスジヤ。爾レバ我国ノ天子ハ全ク生神ジヤト崇メ奉リ、敬ヲツクサネバ成マセヌジヤ。夫故平田篤胤ト云フ先生ノ書レタル玉禰ノ一ニモ古事記ノ中ニ天皇命ノ御事ヲ現人神ト書タルヲ釈ストシテ、天皇モ御人ニハ

オハシマセトモ天照日大御神ノ正キ御統ニ坐シマシテ凡人トハ還カニ遠ク御尊サノ類ヒナク御坐スユヘニ、人

ト現ハレ御坐ス神ト云義ヲ以テ上ツ代ヨリカク称シ奉レルナリト書レマシタガ、実ニ此ノ通りデ、人間ノ形ヲ現ハシテハオハスレドモ、真ノ生神トハ悉クモ我国ノ天子御一方ニ限ルコトナレバ、慎ミ謹ンデ崇メ奉ラネバ成マセヌゾ。尤モ是ハ天子ノ御位ノ貴キ凡人ニ非ザルコトヲ申スノデゴザル。偕又天子ノ思召ニ在テハ、人皇五十三代嵯峨帝ノ大同四年ノ詔ニ曰、有靈之類惟人為重思降^ニ竟^ニ惠^ニ式^ニ資^ニ聖躬^ニ宜^ニ大^ニ赦^ニ天下、(類聚国史)、此文ノ意ハ世界中ニ性アル者数多アレドモ、其中ニ人間ホドスグレタ者ハ無イ。然ルニ此頃承レバ悪イコトヲ致シタル者大勢獄屋ニ入テ不自由ナ浮目ニアフテ居ルソウナ、尤モ自業自得ト云テ、我心ノ不了簡ヨリ我が身ヲ苦シムルコトナレドモ、其罪人ト云フトモ、ミナ我子ノ如クナレバ苦ミライタサセテ閔然思ハヌハ我身ニ取テ甚ダ不本意ジヤニ依テ早速ソノ罪ヲ赦シ、以來ハ急度ツ、シミテ悪イコトニセヌ様申聞ケヨトノ難^レ有勅令デゴザル。是ハ嵯峨天皇ニハ限ラズ、何レノ天子ニ有テモ皆ナ此通

リニ下、ヲ深く憐レミタマフ故ニ、今上皇帝ニモ御即位アラセラレシトキ、天下ニ大赦ト云テ命ノナイ大罪人デモ其罪ヲユルサレタデゴザル。右様億兆ノ民ヲ我子ノ如ク思召シ、厚ク御恵ミ下サル、カラハ、銘、ニ在テハ其御恩ヲ奉戴チカラノ及ブホドノ忠義ヲ尽サネバ成マセヌゾ。人皇五十一代桓武天皇延暦〔曆〕六年十月ヨリ同七年ノ四月マデ一向ニ雨ト云フモノ一滴モ降マセヌジヤ。天下一般万民ノ苦ミ実ニ容易ナラヌコトデゴザル。依之五畿内ハ申スニ及バズ、諸国ニ於テモ所、ニ零スルト云ヘドモ其驗シナカリシカバ、天子ヨリモ丹生ノ川上神社ニ馬ヲ献ゼラレタレドモ、更ニ靈験ノナキ所カラ最早此上ハトテ、天子御自カラ齋戒シ沐浴アソバサレテ御庭ニ立セタマヒ、天ニ向ヒ一心不乱ニ御祈念アソバ〔サ〕レ、万民ニカヘテ懇願ナサレタル処ガ、天津神ニモ御惑〔惑〕アラセラレタト見エテ大雨打ツキ、万民大ニ悦ヒ、一同万歳ヲ唱ヘタト申スコトデゴザル。右様スミヤカニ御靈験ノアルニ、上ニモ申ス通り、我國ノ天子ハ生神ニ坐スユヘニ、其生神タル天子ノ御自ラ天津御神ニ祈ラセ玉フ故ニ神モ捨タマハズシテ著明キ靈験ヲ下シタマフ

也。コノ通り天子ハ民ノ事ト云ヘバ御身ヲ厭ハセラレズ、其苦ミヲ御自分ニ引受セラレテ御苦勞アラセラレマスコトハ雨コヒニハ限りマセヌ。何ニ付ケカニツキテ震襟ヲ煩マサル、ガ天子ノ天子タル所以デゴザル。夫ユヘ当今ノ天子ニモ既ニ慶応三年ノ御誓文ニ、民ニ先キダチテ朕艱難ヲイタサントノ趣キヲ神ニ誓タマヒシハ、億兆ノ人民ヲ一子ノ如クニ思召ス処ヨリ出タコトデゴザル。然ル上ハ我、モ其厚キ思召ヲ感拝シ奉テ、ナルタケノ精忠ヲツクサネバ成マセヌゾヤ。教会新聞ノ第十号ニ越中富山巽町ノ平民ニ布見清平ト云フ者アリ。此者至テ貧窮ナガラ、常ニ魚売ヲ渡世トシテ居マサガ、稟性篤実ナ者ニシテ商売ニ勉ケルガ、或日県庁ニ到リ鰯一荷ヲ献上仕リタイト云フ、県ノ官員コレハ頓ダコトジヤト思フテ区长ニ其存意ヲ問ハセタル処ガ、魚売ノ申スニハ、私シ此間ダ商業ノヒマニ県下ノ中院院へ參詣イタシタル処ガ、幸イ説教ガ有テ聴聞イタシタレバ〔バ〕、神徳ノ尊キ皇恩ノ大ナルコトデ懇、ニ述ラレマシタジヤ。我、ガ様ナル卑賤キ身トイヘドモ其ノ忝キ有ガタキコトガ一、肝ニ銘ジ、感心ノ余リ何卒万分ガ一二テモ其ノ鴻恩

ヲ報ジ奉ント思フテ、今日イサ、カ乍ラモ私ガ身分ニ取テハ力一ハイノ献上物デゴザル。不愍ト思召テ領納下サレナバ、此上モ無キ大慶デ御坐リマスト云フ。其情実キイテ見レバイカニモ忠精ノ誠ヲ演ルニ付テハ、県庁ニモ感心セラレテ、其魚ヲバ因獄所ノ罪人ニ施シ、其魚売ニハ奇特ノ趣ヲ賞シ褒旨ヲ下サレタト書テ有リマスジヤ。タトヘ一荷ノ魚ニモセヨ、夫ハ其者ノ分限ヲ尽スト云フモノニテ、其ノ忠勤ノ志シハ実ニ輕カラヌコトデゴザル。各々方モ是ノ心ヲ感心アラバ精、忠節ヲ励マル、ガ宜イジヤ。此余親子ノ情愛且ツ夫婦兄弟朋友等ノ五倫ノ道ヲ詳細演暢申スベキジヤガ、余リ長談ニナリマス故コレニテ止マス。

記者云ク、高岡公ノ博識強記ニシテ力ヲ教義ニ尽サル、コト世ノ知処ナリ。進テハ教旨ヲ講示シテ敢テ倦コトナク、退テハ教典ヲ修メテ須叟モ閑クコトナシトゾ。其講録ノ如キ悉ク教導職ノ規範タレバ、猶又請得テ以テ後編ニ記載スベケレバ、發兌ヲ待テ好評ヲ賜へ。

「敬神之弁」・「愛國之說弁」高岡増隆「教場必携」第六号 明治七年五月以降

教場必携第六号

権少教正高野山明王院高岡増隆講録

敬神之弁

礼履也所_レ以_レ事_レ神_ニ致_ス福也。是ハ説文ニ書テアル語デゴザル。此語ニ申ス通り、都テ神ヲ祈リ我ガ願ヒヲ達セント思ヘバ、精々足ヲ運ンデ拜礼ヲ正フシ、慎ミ謹ミテ祈リ奉レバ、一切ノ諸願トシテ成就セズト云コトハ御坐ラヌ。世間ニモ礼ハ往来ヲ貴ブト云モ、意ハ同ジコトデゴザル。喩テ云ハ、先日誰兵衛ガ所ニ子ヲ貰タト聞テ、其入魂ナ者ガ遠方ヨリ悦ビニ来レバ、此方カラモ早速足ヲ運ンデ返礼ニ往クガ本意ナルニ、不沙汰ニシテ居ル処へ近所ノ人ガ来テ、我ハ明日何所へ往クガ用事ハ御坐ラヌカト尋タレバ、其時何兵衛ガ所へ、先日ハ遠方ノ処御尋被下テ忝ナヒ、心外無沙汰ヲ致ス、宜ク申入テクレヨト伝言ガ有タト云テ下サレト伝言スルヨリハ、矢張足ヲ運ンデ礼ニ行ケバ、先方ニテモ大ニ歡ビ、厚ク受ルモノ

デゴザル。神仏モ矢張其通りナコトデ、遠方デ遙拜スルヨリハ歩ミヲ運ビ参詣スレバ深く御受納遊サレ、就テハ著明^{イナギ}キ靈験ヲ蒙ルデゴザル。人皇七十五代鳥羽帝ノ御后ニ待賢門院ト申ス御方ガ仏法御帰依ノ余リ、康治二年ニ御落髮被^レ遊^テ後、紀州熊野工御参詣アリシ時、或ル夜ノ夢ニ春日明神ヘモ此序ニ御参詣被成様ニト、即チ春日明神直々御告ガ有タレドモ、此度ハ大ニ疲レタルニ依テ後ニ参詣セント思召テ、一ト先ツ京都ヘ御還リ被^レ成タル処ガ、又重テ春日明神ヨリ夢ノ御告ゲニ

人しらず今や、と千早振神をふるまで君をこそまで此御歌ノ意ハ、兼テ吾ガ御参詣ヲ待テ居ルト云コトハ待賢門院ニハ御承知ハ有マイケレドモ、先達テ熊野ヨリ御帰リ掛ニハ御参詣被成様ニト夢ノ告ヲ致シ置タニ依テ御捨置モ有マイ、今日ハ御出カ明日ハ御参リ被成カト毎日、神サヒワタル程ニ、君ノ御参詣ヲ待テ居マスト云御歌デゴザル。此通り神仏トモ二人ノ参詣ヲ大ニ御歎ビ被成コトデゴザルジヤ。夫ト申スハ神デモ仏デモ人ノ信ズルニ依テ御徳ガ増、人ノ敬フニ因テ御威光ガ盛ンニ成マスカラ参詣スルコトヲバ大ニ御歎ビ被成マスルジヤ。

世間デモ人々ニ用ヒラレ、人望ヲ得タル人ノ処ヘハ我モ、ト群リ来リマスルジヤ。夫程群リ来テ是ヲ頼ム彼ヲ願ウト云ヘバ甚ダ以テ鬱然^{ウツクシ}ナレドモ、其人ノ心中ニハ来リ集ルヲ大ニ歎ビマスジヤ。夫程用ヒラル、人ナレバ、其人ガ承知シタトイヘバ何事デモ叶ヒマスジヤ。何程身分ノ勝レテ節目ノ立チ越タル人デモ、彼地^{ソコニ}御坐ルカトモ人ノ云ハヌ様二度外ニ置レテハ、其人ノ云コトハ誰モ用ヒマセヌジヤ。神仏モ其通り何程御位ノ高イ、頭分ノ神デモ一向ニ参詣ノ無ヒ、一年中ニ誰一人モ手ヲ合シ腰ヲ屈^{カマ}タコトモ無イ様ナ神ナレバ、多分御靈験ノ薄ヒ者デゴザル。神仏共二人ガ群参シ、彼ノ人ハ日参スルト云、此者ハ月参ジヤト云ヒ、中ニモ百度ヲ踏ム者モ有リ、千度参リヲスル程ノ神仏ハ随テ御靈験ガ有マス。人皇五十六代清和天皇ノ御宇貞観十六年ニ伊勢国ニ於テ形ノ異^{カマリ}タル蝗虫^{コウシュウ}カ数百万湧出マシタジヤ。其形チ頭ハ赤クシテ朱ノ如ク、背^セハ青ク黒ク腹ハ斑^{マダラ}ニシテ、大ナルハ一寸五分位ナルガ数多集マリテ一日ニ稻ヲ食フコト四五丁計リ、夫故人々大ニ驚キ、別シテ農民ニ在テハ是マテ劳苦ヲシテ汗水ヲ流シテ作り立タル稻ヲ一時ニ食^タレテ仕舞テ

ハ骨折タル甲斐ノ無キ計リデハ無イ。忽チ謁命ニ及ブコト故ニ、一同ノ歎キ容易ナコトデハ御坐ラヌジヤ。終ニ

其趣キ天子ニ奏問ニ及ビタル処ガ、偕天子ニ置セラレテ

ハ常々万民ノ安ク治マルヤウナ難洪ノ無キヤウニト明暮

レ厚ク思召ス処へ、右ヤウナ難洪ヲ聞シ召レ、其御聖慮

一片ナラズ、去リナガラ右体ノコトハ所詮人間ノカラデ

埒^{かり}尽スト云コトハ出来ヌニ依テ、此上ハ神ノカラヲ頼

ミ高德ヲ仰グ外ニ工夫ハナイト思召所ヨリ、玄蕃頭弘道

王ト云人ヲ伊勢太神宮へ勅使トシテ御遣シ被^レ成、御幣

ヲ捧ゲテ右悪虫退散五穀成就ノ旨ヲ深ク祈ラセラレタル

処ガ、不思議ナル哉、其蝗^{いし}虫ガ或ハ蝶ト化シテ立去リ、

或ハ蜂ガ沢山ニ来テ其蝗虫ヲ齧^か殺シテ一時程ノ間ニ数万

ノ蝗ガ無ナリテ仕舞タト云コト、三大実録及ビ類聚国史

杯ニ出タリ。如是御靈驗ノ速ナルコトハ元伊勢皇大神宮

ハ至尊ノ神トテ、我国ノ親神ト云ヒ、皇国ノ君主^{みま}ニシテ

而モ天子ノ御先祖ナレバ、我国ノ生ヲ受タル者トシテ尊

信シ仮從セヌ者ハ御坐リマセヌジヤ。夫故御徳モ勝レ御

威光モ立越テ有リ、其上天子ヨリ万民ノ愁ヲ歎カセラレ

テ態々勅使ヲ御立遊シ、信心ノ誠ヲ尽シテ御祈誓アラセ

ラレタニ依テ、神モ速ニ御納受アラセラレ、忽チ御靈驗
ヲ下シ玉フコトデゴザル。

諸人の祈るにつきて安き世も猶やすかれと神や守らむ

渾テ神サマハ常々此世界中ヲ楽々ト治メ、万民ノ安々ト

暮サル、ヤウニト、陰^{カゲ}トナリ陽^{ヒナ}トナリ厚ク御守リ被^レ下

コトデゴザル。我々無事息才(災)ニシテ強テ難洪ノ愁

モ無ク、家内中打揃テ渡世ヲ送ラル、ハ全ク神ノ御蔭ナ

レバ、銘々ニ在テハ其恩徳ヲ深ク奉^ま戴^か、明テモ暮テモ

敬神ノ志シヲ励^{はげ}ネバ成マセヌゾ。偕テ神明ハ日々我々

ヲ御守下サル所へ思ハザル不時ノ災難ガ来テ、夫ヲ御救

ヒ下サレト祈ロウガ、或ハ立身出世ガ致シタイト願ウガ、

何レニモセヨ別段ノ望ガ有テ、シキリニ足ヲ運ビ真心ヲ

尽シ祈奉ル時、元ヨリ神ハ我ガ子ノ如ク(仏法ニ於テハ

仏ノ金言トテ一切衆生悉是吾子ト有カラハ、素ヨリ願ハ

ズトモ救ヒ助玉フコトナレドモ、亦志所アリテ願出レバ、

夫デモ聞届ルコトヲ云ベシ)思召コト故ニ、又々別段願

ニ寄テハ一層^{ひときり}目ヲ掛テ御救ヒ被^レ下^レ処ガ今ノ歌ノ意デゴ

ザル。噲テ申サバ、我ガ子ヲ別宅サセタガ、偕其親安心

ナラヌ処カラ、毎日、見回テ何卒相續スレバ善ヒガト

其別宅ノヤウ子ヲ伺イ、何通ナコトヲシテハ大ニ捐毛ガ立ニ依テ利運ニナルヤウ開運ノ御守ヲ張付テ信心ヲ致サセ、（注）当今ハ不安ニシテ盜賊ガ流行ニ依テト賊難除ノ御檄ヲ持来リ、嫁ガ妊身〔娠〕シタト聞テハ安産ノ祈禱ヲ頼ミ、何ニ附角ニ附キテ親ノ心ノ休マル隙ハ無イ処へ、其俸ガ来テ申スニハ、偕此コロ何々ト云フ代物ガ出タガ、彼レヲ購求バ除程ノ得分ガ有フト思ヘド、其金子ニ困却ト云カ、又ハ此間ノ風テ屋根ガ大ニ破損ニ附テ職方ノ者へ掛合ツ処ガ、三十円無テハ繕ヒガ出来ヌト云ガ、何分近頃ハ売用ニ金ガ入テ屋根迄ニ手ガ届カヌ。併ナガラ彼屋根ヲ捨テ置テハ大ニ困ルガ、如何タラ宜哉ト相談致カケラレテ、又其親平生サへ色々ト心配シテ居ル処へ、又々右ヤウ申シテ来レバ、夜ニ日ヲ嗣金ヲ借り回ツテ、トウ、三十円拵ヘテ遣ルヤウナモノデゴザル。神明モ毎日々見廻テ御救下サル処へ、又別段ノ願有ツテ歩ミヲ運ンデ祈ル時ハ、又々厚ク御恵ミ被下処テ

諸人の祈るにつきて安き世も猶安かれと神や守らむト申タノデゴザル。左様致シテ見レバ、此度始メテ神明へ御厄介ヲ掛ケ奉ルノデハ無イ。是迄平生ニ御苦勞下サ

レテ有テ、又候御心配ヲ掛奉ルハ実ニ恐入タコトジヤト思フテ立願ヲセネバ成マセヌゾ。（注）仏者此所へ仏菩薩ノ利鎌倉八幡宮ノ神殿ニ昔ヨリ誰モ中ヲ拝見スルコトナラヌ秘物ヲ鎮坐テ有マス。是ハ錦ノ袋ニ入テ長三尺計リ幅八寸四方程ノ箱ニ入テ其前ニ鳥居ヲ立テ注連ヲ引キ、御一新迄ハ十二坊ノ供僧ガ一ヶ月ツ、守護シ、毎日三座ノ勤ヲ不闕、法華經ヲ読テ居タル故ニ之ヲ回り御影ト云也。偕此御影ノ坐驗ヲ承ルニ、人皇七十一代後冷泉天皇ノ御宇源ノ頼義將軍安倍ノ貞任征伐ノ勅詔ヲ蒙リ、奥州へ下向ノ時、此御影ヲ守ニ掛ケ戦ニ及バレタル処ガ、天喜五年六月七日数多ノ軍勢炎暑ニ苦ミ、頭頂モ焼破ル、ヤウニ照リ附ケラレタルガ、一同気絶シテ軍処デハ無イ、其所行キ倒ル、ヤウニ見タルニ依テ頼義將軍見ルニ忍ビズ、是デハ所詮叶ハズト思テ早速守リニ掛タル処ノ八幡宮ヲ一心ニ祈念シ、軍勢ノ損スルトキハ国家ノ乱レ、天下ノ愁ナルコトヲ思テ丹誠ヲ勵、誠ヲ尽シテ祈ラレタル処ガ、有レ感有レ応其処ニアル岩ノ角ヨリ飛ガ如ニク〔クニ〕水ガ涌キ出タレバ、諸軍勢我モ、ト走り来リ、此水ヲ呑テ忽チ渴ヲ助リ、其勢ヒニ乗ジテ大ニ勝利ヲ得テ、夫ヨ

リ帰ラル、時鎌倉ニ来リ、此御影ヲ八幡宮ニ納メラレタルガ、其後出羽ノ国ニ於テ武衡乱ヲ起シタルニ付テ、八幡太郎義家彼ノ地ニ下向ノ時モ、此御影ヲ守リニ掛ラレタルガ、神徳新ニシテ首尾能勝利ヲ得テ寛治五年帰リ掛ケニ、又鎌倉ニ来テ八幡宮ノ神殿ニ納メラレタルガ、其後治承年中頼朝卿伊豆ニ居ラレタル時、或夜ノ夢ニ廿五菩薩ヲ勧請セヨト告ル人ガ有タ処デ、其傍ニ異体ナ人ガ来テ此御影ヲ夢中ニ授ケラレタニ依テ、頼朝卿此ヲ受ケテ軍ヲ致サレタル処ガ、悉ク勝利ヲ得、終ニ天下ヲ掌ニ握リ四海ヲ治メラレタルニ依テ鎌倉ニ安置スト云フコト鎌倉志ニ見タリ。此通り銘々志シテ正シク持チ、一向ニ余念ナク信心ノ誠ヲ致セバ、何レノ神ニテモイナシレキ著明靈感ノ有ルコトデゴザル。

天地の神の恵みし無りせば一と日一と夜もなり得てよしやと

是ハ本居宣長ト云人ノ詠レタル歌デ御坐ルガ、此歌ニアル通り、我々が身ノ上ハ天神地祇ノ御恵ニテ生涯ヲ送ラル、コトデ、神々ノ御恵方無キ時ハ一チ日一夜モ立行コトデハ御坐ラヌジヤ。其御恩ヲ得ト相弁ヘテ朝晩嚴重ニ

神棚ニ向ヒ、是迄御恵ミ被下処ノ御恩ヲ厚ク謝シ、猶此上モ宜ク御願申スト、心底ヲ改テ拜礼ガ肝心デゴザル。尤先キニモ申シタル通り、礼ヲ往来デ貴ブジヤニ依テ、可相成ハ其土地ニ有ル産土神ウツスナノ社殿ニ至テ曲心ヲ去リ、赤心ヲ抱イテ謹ミ慎ミ畏ミ、テ信心ヲ致スヤウニトテ敬神ト云コトヲ仰セ出サレラルレバ、此事ヲ夢ニモ忘レヌ様ニセラレヨ。

愛国之説弁 権少教正高野山明王院増隆講録

のがれても身わをく山の榊葉サカの栄ゆく世をばいのらざらめや

此歌ハ荷田アノシマノ春満アノシマ東麻呂トモト申シテ享保時分ノ人デ、西京稻荷山ノ神社ノ祠官ナレドモ、弟ノ信名ト云人ニ家ヲ譲リテ我身ハ東京ニ来リ、シキリニ国学ノ流弊アルヲ歎キ、専ラ復古センコトヲ唱ヘ、天下ニ名ヲ発シタル人ノ詠シ歌デゴザル。偕此歌ノ意ハ此人今ニ申ス通り、親ノ跡モ嗣ガズ、御国ノ教ノ追々ト乱レ、昔シノ意ヲ失ナツタルコトヲ歎キ、何卒古ヘノ道ニ戻サントテ世間ノ交リヲ繩ヤメ埒シマイ、学問一途ニ志ヲ傾ケラレタニ依テ、のかれ

てもト申タノジヤ。儲世ノ交リヲ通レテ我身ハ山ノ奥ニ引籠リテ明ケクレ榊ヲ友ニシテヲルガ、其榊ノ葉ノ次第、ニ栄エ行ク様ニト計リ祈リテ居ルト云コトヲ、身は奥山ノ榊葉のさかゆく世をばいのらざらめや、ト云タノデゴザル。全体榊ハ榊ノ宿リ樹ト云マシテ（玉籤集ニ五百箇真坂樹ハ日神ヲ覆ヒ奉ル故ニ榊ヲヒモロギト名トシ、宝基本記ニハ衆木ノ中ニ真賢木タルヲ榊ト名ト云ヒ、同管窺ニハ榊ハサカエ本ノ略ト云ヒ、神代纂疏ニハ真坂樹ハ正直ノ徳ヲ表スト云、神代評撰ニハ常磐木ニ付テ弁ズ。）神ハ正直ヲ以テ体トシ玉へバ、榊ノ葉ノ四季ノ時候ニモ移サレズ、幾日霜ヤ雪ニ包マレテモ決シテ其色ヲ変ゼズ、尋常青々トシテ葉ノ裏ヲ見セヌ故ニ、夫デ神カ愛セラル、ノデゴザル。吾国ニ生レタルモノハ此榊ノ如ク、何程外方ヨリ善キ教ヘガ有ルト云テ勤メテモ、其口車ニモ乗ラズ。又金銀ノ曲鈎フリバデ横道工鈎込マウトスル者ガ有テモ、生前以来国恩ヲ蒙リタルコトヲ思テ、吾国ノ道ニ背クヤウナコトナレバ、更ニ其処ニ臨マズ、又外ノモノヨリ昔シト今トハ時勢ガ替テ有レバ、新規ナ面白キコトニ転ゼネバ文明ノ城ニ進歩シタト云者デ無イト、国

ノ不為ニ成ルコトモ思ハヌモノニ迷ハサレテハ、榊ヨリモ劣ルコトデゴザル。何分ニモ吾国ニ在来リノ人倫ノ道ニ背クヤウナコトナレバ、決テ心ヲ傾ケズ、唯々御国ノ教タル正直ノ道踏ミハツサヌヤウニ堅ク相守テ、彼ノ榊ノ葉ノ通り、何ツモ心替リノセヌガ所謂倭魂ト云者デゴザル。其上吾御国ノ外国ニ勝レ、何ニモ長ジタルコトヲ申サバ、先ヅ亜西亜ノ内支那鞆靴ノ中ニ喀爾喀ト云所ハ大国ニシテ甚タ大ナル沙漠ガ有テ、一年ニ幾度モ大風ガ起ツテ砂ヲ吹立テ、一夜ノ間ニ大イナル山ガ出来ルト云マスジヤ。其時通り掛タル人ハ悉ク砂ニ埋モレテ死ヌルト云。又宗段ソウダン佐原サハラナド云処ニモ大ナル沙漠ガ有テ、十日路位イ行ネバ水ヲ見ルコトガ出来ヌト云フ。其途中ニ盜賊ガ出テ旅人ヲ殺シ、其ノ人ヲ食テ渡世ヲ送ル者ガ幾等モ有ト云フ。又ニヤムク、ト云処ノ□モ常ニ人ヲ殺シテ肉ヲ食ト云コトジヤ。又葡萄牙ノ領分ニ下銀名ト云所ニハ、獅子ガ沢山有テ専ラ人ヲ食ト云。又増白臘ト云所ハ魯西亜ノ支配デ、是ハ北極ニ近い国故年中雪ノ消ル事ハ無イ。吾国ノ寒中ヨリハ冷ルト云コトジヤ。夫ヨリモ猶難ユウナン洪フウナ所ハ北亞米利加ノ内、エスキモフト云処ハ甚タ

寒氣ガ強クテ年中水ガ解ルト云コトガ無イニ依テ、其氷ヲ積立テ、夫ヲ家トシテ住居シテ居ルト云。夫故食物ニ不自由ナト有マスジヤ。又荒火屋ト云処ハ随分大國ナレ共至テ熱國ニテ、多分雨ガ降ラヌニ依テ人が住ムニ甚ダ難洪ジヤト云。又歌羅巴ハ世界第一トモ云ハル、程ニ開ケテ有レドモ、家ヲ造ラズ天幕ヲ張テ住居シテ居ル処モアルト云コトデゴザル。其余荒火屋辺ヨリ阿非利加ノ海岸ニハ多ク藁ガ有ル。戸里堀ノ者ハ藁ヲ常食トシテ居マス。此辺ニハ五穀ハ無イ様子デゴザル。何レ五穀ハ少々有テモ金銀ニ不自由ナ所モアリ、又五穀ヤ金銀ハ有テモ薪ガ無イニ付テ、馬ノ糞ヲ柴ノ替リニ用ユル所モアリ、又金銀ハ沢山ニ有テモ穀物ガ無カラ肉食ヲシテ居ル所ガ多クゴザル。チヨツト見タリ聞タ処デハ、外國ハ都テ吾ガ國ヨリハ勝レテ善イ所ノ様ニ思ハレルガ、彼國ノ實地ヲ書タ物ヲ見ルニ、今申ス通り、吾國ヨリ劣レルコトハ數多有マスジヤ。既ニ米ガ彼ノ國ニ有テモ吾國ノ米トハ其味ヒ天地ト替リ、又大豆ガ有テモ是モ吾國ノ大豆トハ劣リ、油モ其通り、又金銀ト云名ハ同ジコトデモ其位ノ替ルコト、誰モ知テ御坐ル通り、外國ニ恐ル、コトハ御

坐リマセヌゾ。夫ト申スハ吾皇國ハ神ノ成マス國ニシテ、而モ神ノ造ラセ玉フ國ト云ヒ、神ノ守ラセ玉フ國ナレバ、小國ト雖ドモ金銀銅鉄何レモ所々ノ鉱山ヨリ湧出ル、五穀ハ元ヨリ瑞穂ノ國ト唱フル程有テ十分ニ備ハリ、山野ニハ菓物ハ勿論絹デモ木綿デモ木材竹ノ類ヒ、何レモ不自由ト云コト無ク、又海河ニハ魚水鳥ノ類ヒ、是モ足ハスト云コトナシ。實ニ結構ナ御國ナルコトヲ思ヒ、我々何成因縁ニ依テカ此國ニ生レ來ルゾト身ノ上ノ仕合ヲ思ヒ、我レ一生ノ間ニハ何卒國恩報謝ノ為ニ一ト層功ヲ立テ國ノ為ニ成ルヤウナコトガ致シタイト、常々心ニ掛ケテ皇國ノ民タル真心ヲ顯サネバ成マセヌゾ。人皇五十四代仁明天皇ノ御宇ニ從五位下美濃介高房ト云人ハ至テ志シノ正シイカラノ強イ人デ有マシタガ、此人ノ領分ニ古キ池ガ有テ、其塘ガ破レテ水ヲ溜ルコトカ出来ヌジヤ。夫ヲ人々ガ云ニハ、彼ノ池ニハ神ガ有テ其塘ニ障タレバ、忽チ死ヌルト云テ一人モ障ルモノガ無ツタジヤ。然ルヲ高房ノ申サル、ニハ縱令神ガ有テ、夫ニ障テ死スルトモ國ノタメ万人ノ為ニナルコトナレバ、決テ愁ルニ足ラズト云テ百姓ヲ連レテ其池ニ至リ、ドン、

ト普請ヲシテモ何ノ変モナケレバ、終ニ塘ガ成就シ、水ノ十分ニ溜タレバ諸人ガ大ニ悦ンダト云コトジヤ。此通リ皇國ノ民タル者ハ國ノ爲ニ成リ万民ノ歡ブコト〔ヲ〕聞ケバ、命ヲ惜マズ、カラノ及ブ限リ志ヲ運ブガ本意デゴザル。此頃ノ聞新ヲミルニ、静岡県下ノ人ガ甲州ノ人々ト談和〔話〕ノ上富士川筋ヨリ蒲原宿迄一里余リノ処ヲ堀割リ舟ノ通行ヲ致セバ、駿甲信三ヶ國ノ産物ヲ運ブニ便利ヲ得ルト云テ、是ヲシキリニ尽力シテ居ルトアリ、又同県下岩淵ヨリ倉沢ノ間四里余リノ処新道ヲ造リ、人力車ノ通ルヤウニ致シタ者モアリ、又東海道第一ノ大川タル天竜川ニ橋ヲ掛タ人モ有リ。是等ハ全ク文明ノ時ニ逢テ國恩ノ難有コトヲ弁ヘ、國ノ貴キコトヲ知タル処ヨリ資財ヲ費シテ真心ヲ顯シタノデゴザル。右等ノ事ヲ聞レタレバ何ニモ感心ナコトジヤ。我々ハ所詮夫程ノ力ヲハ無レドモ其百分一ノコトデモ致シテ、聊カナガラモ國恩ヲ報ジタイコトジヤト、今日ヨリ志ヲ励スコトニ成ネバ、説教ヲ聞ク甲斐ガ有マセヌゾ。多勢ノ中ニハ右ヤウナコトヲ虚聞ニシテ一向ニ耳ニモ止メズ由シ、又耳ニモ留メ感心モイタシタナレドモ、今ノ嘶シハ有徳ニシテ

沢山ニ金ガ無ケレバ出来ヌコトジヤニ依テ、所詮我々ガ及ブ処デナイト、余所ゴトニ除ケテシマフ人モ無キニアラズ。右体ノ人ハ実ニ皇國ノ御民トハ申サレヌゾ。成程今ノ新聞ノ赴デハイヅレモ大金ノ入コトデハ有ケレドモ、眞實ニ國恩ヲ報ジタイ國ノ爲ニ成ルコトガ致シタイト思タレバ、分限相應ニ実効ガ顯ハサレヌコトハ無イ。噲テ申サバ、千石船ヲ乗ル者ハ夫程ノ用意金モ無ケレバ成ラズ。夫レ丈ケノ智恵モ無クテハ成ラヌ。又十石船ニ乗ル船頭ハ矢張十石程ノ分別ニシテ、夫位ノ金ヨリハ持タヌ道理デ金ノ才覚モ出来ズ、智恵分別モ無キ人ニ山ヲ堀リ、割ノ大河ニ橋ヲ掛ヨト云テモ、夫ハ所謂十石積ノ船二千石積メヨト云ヤウナ物デ、提灯ニ釣鐘トヤラ実ニ釣リ合ズ嘶シジヤガ、夫ハ心ノ持方ニ依テ随分大望ノ成就スルコトガ有マスジヤ。是ハ近頃ノコトジヤガ、山城ノ国字〔宇〕治ト云所ニ黄檗山ト云テ禪宗ノ本山ガ有マスジヤ。其寺ノ鉄眼和尚ト云人ハ大徳ノコト故、更ニ一文ノ錢ヲモ持ヌケレトモ、何卒我が國ニ於テ一切経ノ板木ヲ造リタイト云大願ヲ發シテ大坂ノ川口ニ立チ、入船出船ノ帆別ヲワヅカ百文ヅノヲ受テ十年モ掛ツテ十萬兩程溜リタ

ニ依テ、是ヨリ板木ニ取掛ラント思フテ居ル処へ、天下一般ニ大飢饉ガ致シテ万人ノ苦ミ一方ナラヌヲ見テ、是マデ長年買ヒ溜タル処ノ十万両ノ金ヲ一時ニ施シテ仕舞タジヤ。夫ヨリ又大願ヲ果サントテ、例ノ川口ニ立テ元ノ通り十万金ヲ拵タガ、又大飢饉ニ付テ初メノ如クニ金子ヲ施シテ仕舞タガ、夫デモ元ノ思立タル大願ナレバ、命ノアラン限りハ成就サセント、又、川口ニ立テ、終ニ何十万両ト云大金ノ掛ル一切経ノ板木ヲ造リマシタジヤ。又御一新ノ初メ、去ル辰年ニ西京東山ノ僧ハ大津ヨリ京都ヘ入口ノ山ヲ牛車ノ越ヘル其難渋ヲ救ントテ京洛中托鉢シテ其山ヲ堀割リ、牛車ハ勿論往来スル人モ大ニ樂々ト通行スル様ニ仕マシタジヤ。此通り真実ニ堅固ナル志シヲ起シ、何成共一生ノ間ニ国ノ為ニ成ルコトガ仕テ置タイト大願ヲ立タレバ、何程ノコトデモ出来ヌト云コトハ御坐ラスゾ。此吾ガ国ノ為ニ成ルコトデ云ハ、御一新來開拓ガ流行シテ所々ノ山ヲ開キ荒野ヲ^オ發シ桑茶ヲ植付ケ蚕ノ^ツ育ヤウニ色々ト心ヲ碎キ、国ノ利運ニ成ルキヤウ工夫ヲ廻ラスモノ有リ。又柳絮ト云テ柳ヨリ白キ綿ノ様ナ物ヲ吹キ出スヲ考ヘテ綿ノ替リニスルコトヲ思ヒ付

タル人モアリ。又蛇加多羅芋ヨリ酒油味噌醬油ヲ取ルコトヲ見出シタ者モアリ。是等ハ何レモ国ノ為國ノ富ム仕法ナレバ、銘々知恵ノ及ブ限り力ヲノ届ク程ハ心ヲ用ヒネバ成マセヌゾ。万葉集ニ、神代欲理云伝介良久虚見津倭^{ヤマト}国^ニ者^ハ神能伊都久志吉国^ト云テ有レバ御一新ニ成タニ依テ、改メテ愛^レ国^ト仰セラレタデハ無イ。此歌ニ有ル通り、神代ノ大昔ヨリ云ヒ伝タヘニハ、此倭ノ国ハ皇神ノ伊都久志吉国トテ、天照大御神ノ深ク愛シテ御座ル国ナレバ、其国民トシテハ猶モ国ノコトヲ大切ニ思ハネバ、神ノ御本意ニモ叶ヒマセヌジヤ。今ノ文ニ皇神トハ遠クバ天照大御神、近クバ今上皇帝ヲ指シ奉ル。又タ伊都志吉国トハ愛ノ字ヲイツクシトモウツクシトモ云テ、神ノ深ク国ヲ愛シ玉フ故ニ五穀ハ不^レ及^ハ申、一切何物ニテモ十分ニ出来不足ノ無イ結構ナ国ナレバ、全ク神ノ愛セラレタル国故デゴザル。我々此国ニ生レタルヲ悦ビテ我業ヲ励ガ肝要デゴザル。

「愛国」堀 秀成（『教場必携』第七号 明治七年五月以降）

教場必携第七号

愛国

大講義 堀秀成述

富戸国に充るに及て始めて富国の名あるに至る。然れば国を憂る者は、先づ己が一戸より勉強する、即愛国の始なる論

万葉集卷十八「すめろぎの御代栄えむとあづまなるみちのく山に金花（よがね）さく」此歌は天平二十一年に陸奥国小田郡より始めて黄金を賣りたる時、大伴宿称家持の詠みて奉りし長歌にそへたる其反歌也。さてその長歌の語に、
略 鶏鳴（とりがなき）あづまの国のみちのくの小田なる山に金ありと
まをしたまへれ。御心をあきらめたまひ、天地の神あひうづなひ、すめろぎの御霊たすけて遠き代になかりしことを、朕御世にあらはしてあれば、御食国はさかえむ物と云ふとあり。此長歌反歌の意を取統ていはば、今上天皇の大御代を栄えむとて、天地の神も幸給ひ、御代々の先皇の御霊も共に助け給ひて、我國にあらはれざりし黄

金の始めてみちのく小田山よりいでたるは、今より後吾皇国の栄えゆかむ始なるよし也。実に此かたのごとく我國も金によりて貴きものにて金なければ國も強からず、一家一身の勢もなきもの也。いで其然る所以（ゆゑん）をいはん。そはまづ神代に伊邪（那）岐伊邪那美二柱の命の風神火神金神土神水神いはゆる五元の神を生み給ひ、その神達の幸給ふ火金土水は地内に含み蔵（かくれ）て、其気地外に昇発して風氣と共に、互に相助けて地表の万物を榮養せしむる妙用をなせり。此五元の氣若し天地間に運行することなくば一物も成ることなし。字典に運行天地間「未嘗停息」故名行とあるがごとし。此を西洋の古伝には水火風土とありて金を遣し、印度には空の一字を加へて地水火風空として五大と称し、支那には木火土金水を五行とす。風を遣して木を加ふるは木氣猶風氣に同じければ也。但し生剋の説は古人のいはざる所にして、今も識者の取ざる説也。こは猶別に委しくいふべし。かくて此五つのもの、外、金は最も至大至要のものにして、金氣は殺氣に相同じくして、万物の榮養力を減して諸液を稀涼酷厲にして、生力の偏勝を制して万物生育の中和を得しむる

もの也。譬へば秋気は金氣にして、植物を害するは其性を根元に帰せしめて春陽の發生を促すにて、金氣の殺は生の本なるもの也。西人精医家の説に、食物中必鉄氣ありてその精液血に入るといへるも、金氣の物を酷厲にす故なり。また金の至要たるや、耕具に用炊器に造り斬木の具になし。兵器船車の具をはじめ金にあらざれば天下の諸器を成すことをえず、如此至要なる中にも万国の通貨金銀を以主とし貴とす。若唯価を表するのみならんには木具土器を以てするとも足りなを、必金銀を以することなるは金銀天下の至宝なればなり。然れば群山中にも金銀銅鉄を産出するを以て貴とし、其中にも金山を以て最貴とす。群国の中にも、金銀の充実する国を以貴とし、国民の中にも金銀に富るを以て貴とす。如此云は、風流風雅など称し、あるひは徒らに高上の論のみ口実とする輩の爲には甚卑見と云はるべけれども、実地上を以ていふ時は、実に然也。さるは富にあらざれば勢威なく、勢威なき時は人を服さしめるをなすこと難し。此れ古へより富を貴む所以也。我國の古へ五位以上を貴とするも、五位になれば始めは位田といふものを賜りて食

禄足り、富をなすはじめなれば也。然るを清貧を樂むなどいふは、支那にて学問などはありながら偏固にして用られぬもの負借にいふ口実たり。今も猶あしく学問をするときは、かゝる曲物になりて世に無用の人となる者もまゝあると也。まことに学風斗り大事なるものはなし。世に歌よみ誹諧師などいふもの、中には、徒らに月花を友とするなどいひて世事に勞することを不風流とするものは既にある所にて、誹諧に耽りて祖より譲られし土蔵を売払ふまでに至りて、其土蔵の弥広くなりて其秋の月見る障るものなきはよしとて「蔵ひとつうりてことしの月見かな」といふ句をものこしたりとぞ。願くば「蔵ひとつふへてことしの月見かな」といふ句をものこすやうにあるべきこと也。西京なる本国などいふもの地中に福大明神といふ祠あり。いつの頃か住僧の福大明神といふ御名の神は世に聞えぬを、吾地中に祭る神をいづれの神と知らざるは本意なきこととて、扉を開きて見しに唐の制服に唐冠をかゝふりたる木像也。人々孔子の像ならんなどいひつゝ、棟札の焼けたるを取下ろして洗ひて見しかば、紀朝臣貫之の社とありきと也。然るは紀氏は久しく

ふべし。かゝれば一国一家も金銀に富ざれば勢煙を盛になして祖先の名を顕すに至り、かたくかつ国家に志をつくすこともなしがたきものなれば、一身一戸富をなさむとその職業に励みつゝ、万戸の富を合せて遂に富国にいたらしめむと志すぞ、やがて愛国のはじめにはある。

沈滞にて過られ、わづかに官木工頭に止りて富み栄えたることは聞えず、土佐日記また歌集などを見ても貧しく過ぎられたりとおぼえたるを福大明神と称せるは、按ふに生涯貧く過られたるを甚く憂て人生福者にあらざれば成すこと難し。我死は人の福を守らんと盟れたるよりして後、福大明神と齋きて祠を建て福を祈る祠となしたるものならん。近き頃己が学友に此朝臣の撰はれたる古今集を貰む余りに、此祠を信じて奇して富を得たるものあり。そもそも金銀によりて国威の増ることは神代に須佐之男命韓国を巡り、見そなはして我国に帰り給ひし時、韓国の島は金銀あり。吾国に浮宝なくてはあらずと詔ひて多く樹種を植しめ給ひしが、その遙に後、神功皇后の御時、韓国を征し給ふとて樹を材り大艦をつくり給ふ、則船は浮宝也。されば後世韓地を得て金銀を其地より取るべしと、予め神世に此大神の定め置き給ひしもの也。かくて此征韓の切竟給ひ隣国に稜威を輝し金銀を得給ふによりて、大に御国威を張り万の事も年を追ひて開化せしを、聖武天皇の御代には皇国内なるみちのく小田山に金花ささしかば、弥盛大になり給ひしことをつらく思

「人道之弁」高岡増隆（『教場必携』第八号 明治七年五月以降）

教場必携第八号

人道之弁

権少教正 高岡増隆述

水鳥の行も帰るも跡たへてされども道は忘れざりけり
水鳥トハ鴛鴦雁鴨ナド云テ、渾テ水ニ住ム鳥ヲ曰フ。偕
其ノ水鳥ガ往ニモ還ルニモ通リタル跡ハ消ヘ失セテ陰モ
形モ無キコトナレドモ、鳥ノ方ニハ能ク其筋道ヲ違ヘズ、
始メニ往タル道ヲ忘レズ、通リテ還ルコトデゴザル。鳥
デサヘ筋道ヲ忘レズシテ必ず往道ヲ戻ルト聞ケバ、万物
ノ長トモ謂ル、人間ガ其筋道ヲ忘レテハ濟ヌコトデゴザ
ル。士農工商各ミ産業ハ替レドモ、何レモ君臣父子夫婦
兄弟朋友ノ五倫ノ道ヲ忘レテハ人面獸心トテ、顔貌ハ
人ニ能ク以テ有レドモ心魂ハ却テ水鳥ヨリモ劣リタル
者ガ幾等モ有ジヤ。誠ニ恥入タコトデハ御坐ラヌ歟。去
ル所二人ノ物ヲ貪求親仁ガ兒息ヲ引卒或ル月ノ夜ニ茄子
ヲ盗ミ掛タ処ガ、其兒息ノ言ニハ尊父人ノ物ヲ盗ミテ
露頭時ニハ濟マセヌト言ヘバ、親父ガ言ニハ何サ人ガ見

テ居ヌニ依テ露頭氣遣ハ無イト答ヘタレバ、兒息ガ御
月様ガ見テ御坐ルト云タジヤ。親仁其言ヲ聞テ大ニ
驚愕感心ノ余リ、其方ハ正直ナ志シノ有ル者ジヤ。我ハ
此年迄度々野菜ヲ盗ミ取タレドモ、人サヘ見エバ顯著コ
トハ無イト思フタガ、実ニ御月様ノ見テ御坐ルトハ能ク
言タ。世間ニモ夜ナク盗ミスル者モ、我ガ思フ通り人
ガ見テ居ネバ知レル氣遣ハ無イト意得テ取ルデ有フガ、
彼ノ御月様ガ見テ御坐ルニ依テ、終ニハ召捕レテ御上ノ
御役〔厄〕介ニ成リ、当人ハ勿論親類縁者迄モ面目ヲ失
ヒ名ヲ汚スコト幾等モ有ル。我モイサ、カノ茄子ヲ取テ
人ニ見附ラレタル時ハ未〔末〕世末代悪名ヲ殘シテ人ノ
言ノ葉ニ懸ラレテハ先祖ヘ対シ申シ訣ガナイ、其方ハ能
ク我ヲ誡メテクレタ、感心ノコトジヤ、忝ナイト涙ヲ流
シ首ヲ撫デ、夫ヨリ親仁ガ改心シタト云嘶ガ有ジヤ。
我国ノ人トシテハ正直ヲ体トシテ生産タ者ナレドモ、
追々ト成長シ年ヲ経ルニ随テ欲心ガ競ヒ起リ、夫ガ為ニ
人間ノ道ヲ踏迷ヒ、世界ニ顔出シノナラヌ曲リ路ニ走り
込ミタレドモ、此親仁ハ儂倅者ニテ正直ナル兒息ノ誠メ
ニ預リ、誠ノ道ニ立戻リタルハ、所謂倭魂ヒノ所為

デゴザル。

かけまくもかしこき堂の宮柱なほき心は空もしるらん
是ハ俊成卿ト云人ノ豊受皇大神宮ニ詠テ奉ラレタル歌ニ
テ、続後拾遺集ニ載ラレタルガ、実ニ我々ガ言ノ葉ニ掛
ケ奉ルモ恐レ多キ伊勢ノ外宮ニ齋キ祀ル其宮柱ノ真直ナ
ル如ク、我が心ノ正直ニ赤キ徳ハ天津神ニモ能ク所
知レテ守護下サル、所ヲ詠レタル歌デゴザル。然レバ
児息ノ正直ナル真魂ヲ以テ親仁ヲ誠メタルハ、神明ノ児
息ヲシテ言シメ、親仁ヲ誠ノ道ニ立戻ラシメ給フ御仁計
ト仰ギ奉ラネバナナラヌコトデゴザル。此所我が仏門ニテハ機縁時。
至リ因縁順熟スト云ベシ
諸其誠ノ道トハ種々有レドモ、先ヅ臣トシテハ君ニ忠ヲ
尽シ、子トシテハ親ニ孝ヲ致ス、是ガ人倫ノ要目デゴザ
ル。或人ノ歌ニ

主に忠親に孝ある人はたゞ何に付てもたのもしきかな
ト云フタコトガ有ルガ、何ニモ此忠孝ノ二ツハ誠ノ道ノ
眼目デゴザル。昔シ人皇八十代高倉帝ノ御宇小松内大臣
平重盛公ト申ス方ハ平相国清盛入道浄海ノ嫡男ナリシガ、
世ノ諺ニ鶯ガ孔雀ヲ産ト云フ道理デ、清盛入道ハ世ニ名
高キ乱逆暴動ノ人ナレドモ、其子息タル重盛公ハ天朝ニ

仕へ奉リテハ謹テ忠精ヲ励ミ勤王ヲ専ラトシ、親父ニ從
ヒテハ厚ク孝行ヲ尽シ、懇口ニ諫言ヲナシ、他ニ臨デハ
慈愛ヲ抱キ、下ニ向テハ仁恵ヲ絶シ、夫バカリデハ無イ、
武勇ニ卓絶ヘ智徳モ双ブ人ナケレバ、時ノ人称シテ賢人
ト名ケ、今ノ代迄モ万人ニ知ラレ、後世ノ鏡トモ仰ガ
ル、ハ何故ゾト申スニ、君ニハ忠節ノ道筋ヲ貫キ、親ニ
ハ孝行ノ道筋ヲ正フシ、朋友ニハ篤信ノ道筋ヲ尽サレタ
ニ依テ、七百余年□□ノ今日ニ至マデ人々ノ模範ト仰ガ
レ衆人ニ褒ラル、ノデゴザル。其身ハ一代名ハ末代ト言
コト有レバ、勤メテ善事ヲ成シ、譽レヲ万世ニ留メタキ
コトデゴザル。為レ善則流レ芳百世。為レ惡則遺臭万年。ト
曰フ古語モ有レバ、慈悲善根ナル人ノ香シキ匂ハ漸ク
百年位ヒ伝ハリ、惡逆非道ナル者ノ惡キ臭ハ長ク万年位
ヒモ遺ルトナレバ、善キ事ヲ仕タル者ハ名ヲ残スニ年数
ガ短クテ損ナ様フニ思ハル、コトナレドモ、清盛入道ノ
如キ大惡無道ノ汚名ヲ万年ニ残スヨリハ、年数ハ縮マリ
テモ重盛公ノ如キ美名ヲ百世デモ不苦殘ス様フニ尋常
懸念バ成ラヌコトデゴザル。偕又親子ノ間ダニ在テモ
親ハ子ヲ慈愛、子ハ親ヲ思慕ガ人情デハ御坐ルガ、余リ

愛執ニ溺ル、時ハ子ノ為ニナラズ、還テ災害ヲ振起シ、
猶迷ヒノ上ノ迷ヒヲ誘調ルコトガ幾等モ有ジヤ。兼輔朝
臣ノ歌ニ

人の親の心はやみにあらねども子を思ふ道にまよひぬ
るかな

世間ノ子ヲ持タル人ヲ見ルニ、随分善悪是非ヲ弁へ、利
口發明ニシテ何ニ一ツトシテ申シ分ノ無イ行届タ人デモ、
我が子ノ事ニ付テハ彼ノ愛着ニ誘引テ、一寸先キが見へ
ズ闇路ニ迷フ所カラ、動スレバ他人ニ不義理ノ挙動ヲ
致シ、人倫ノ道筋ヲ誤ルコトガ間出来ル者デゴザル。其
ノ所ヲ詠ダ歌デ有ジヤ。折節人ノ嘶ヲ聞テ居ルニ、余所
ノ内ニハ我が子ヲ鼻肩ニシテ不体裁ナコトヲスル人多
ブンニ有マスルガ、私ドモハ我子ニ目ハ掛ケヌナド言テ
太平楽ヲ唱ヘテ居ルヲ、陰ニテ人々ガ笑フコトヲ知ラヌ
者モ多分有ジヤ。目今往々着目ルニ親仁ハ無学文盲ニシ
テ不^{ヨメ}読不^{カキ}書、タゞ、従前ノ職業ノミニ身ヲ苦シメ心
ヲ碎キテニ二天作三進ノ員数ト算盤ニ心ヲ傾ケ蓄財ル
コトニ胸ヲ焦シ、地獄ノ里〔沙汰〕モ金次第ト着意テ居
ル所へ、息男ハ文明ノ時ヲ歎ビ、開化ノ秋ヲ悟リテ今日

ハ漢学ヲ訪ヒ、明日ハ洋書ヲ伝ヘテ弁口ヲ雅言ニ振ヒ、
言ヲ巧妙ニ轉ル所ヨリ親仁ハ俄カニ学問ガ出来タト思
ヒ、阿母ハ天晴ナ賤男ヲ設ケタト歎ビ、夫婦トモニ迷ヒ
ノ雲ニ覆レ誤リノ道ニ陥イリ、頭ノ辻ニ載ク様フニ唱
へ、棚ノ上ニ揚ル様フニ嘶ス処カラ、子息ハ増倍慢心
天狗ノ弟子ト成リ、我レヨソハ穎利モノジヤト自身免許
ヲ下シ、偶親仁ガ侏儒馱舌ノ嘶ヲ聞テハ悪ク譏リ、因
循姑息ノ風ヲ見テハ呵リ飛シ、終ニハ以ニ孝経一打ニ親之
頭、敢テ愁ヒ共セザル所ヨリ追々ト我慢増長シ、両親
ヲ蔑如ニシテ氣随我俣ノ所業ヲスル様フニ成リ行キ、
己ガ職業ニハ目ヲ不^レ掛風流ノミニニ大度ヲ傾ケ、先祖ヨ
リ持チ伝ヘタル家督ニ離レテモ強テ愁ヒトモセズ、屈原
ノ親類ト見ヘテ我レ独り清メリト思フ所カラ、終ニハ路
頭ニ立チ乞食スル様ナコトニ成リ至ル。右様フ成リ行ク
本ヲ尋ネテ見レバ、可愛ト思フ意旨ノ甚ダシキ所カラ闇
路ノ衢ニ迷ヒ出テ、親ノ親タル道ヲ失ナツタニ依テ、
子モ亦孝行ノ道ヲ忘レ、親子共ニ無道ト云名ガ付ク様フ
ニ立チ至タデゴザル。尤モ右様申サバ、全ク親バカリガ
悪イ様フニ聞ユレトモ、決シテ親バカリデハ無イ、子ト

シテハ親ノ氣ニ背カズ大切ニ仰イテコソ孝道ノ当然ナル
コトハ申ス迄モ無キコトジヤガ、分テ学問ノ道ニ思ヒラ
運ビ、数万卷ノ書物ニ眼ヲ曝ササコトハ国恩ノ貴キコトヲ
知り、君恩ノ忝ナキヲ弁ハへ、親父ノ恩ヲ悟サト、阿母ノ徳
ヲ量リ、而シテ五倫ノ道筋ヲ能ク明ラメ、恒ニ身ヲ慎ミ
単ヘニ志シヲ励ミテ、尚ナホ親孝行ノ鏡トモ成ル様フニ
知識ヲ明ラメシメンガ為ニ、御一新以来諸府県下ニ学校
ヲ設ケ給ヒ、文字ヲ能ク識得、義理ヲ能ク開曉サト上ニ於テ
ハ、人々ノ師範ト成テ身ヲ修メ家ヲ齋ヘ国ヲ治メ天下
ヲ平カニスル様フニ教ヘヲ布シンガ為ニ、大中小ノ教院ヲ
拵ツへ、之ニ従事者ハ自ラ五倫ノ道ヲ正フシ天理ヲ明ラム
ル様フ成シ置カセラレタレバ、各志シヲ起シテ忠臣孝
悌ノ道ヲ研シバナラヌコトデゴザル。詩ニ曰哀々、父
母生テ我劬ヲ勞無レ父何ヲ怙シテ無レ母何ヲ恃ト有レバ、是
等ノ文ニ注意ツケ、成程父母ノ我ヲ育シ長ラレタル其ノ
辛苦ニ容易ナコトヲ想像ス、厚恩ノ報ヒ難キコトヲ斟ハ量
テ孝行ヲ尽スゴハトク学問シタル徳ト言フ者ナレ。其
学問ヲシテ孝行ノ道ヲ悟ラヌハ所謂說テ論語ヲ不知ク論語
学問シタル甲斐ガ御坐ラヌジヤ。喩テ申サバ大工職ノ弟

子ト成テ鉋カシヤ鉋カシノ遣ヒ方ハ覺エタレドモ、木ノ遣ヒ様
フヲ知ラヌ如ク、板ヲ削ケニモ筋道ガ有テ、夫ニ従シハヌ
時ハ逆目ガ起テ仕揚ガ出来ズ、石ヲ碎ルニモ其筋目ニ鑿クヲ
入ネバ外へ殺ツテ真マニツニ頷クヌ様フナ者デ、学シンダレバ学
ンダ様フニ筋道ヲ了ス知セネバ学シンダ効ガ御坐ラヌジヤ。
今モ親ニ在テハ視ス子不レ如ク父ト云所ニ心ヲ留メテ子息
ノ起居作動ヲ鑑知テ、其ノ善惡ヲ指摘スルガ親ノ親タル
道ナリ。又子トシテハ善事ニ父母ニ曰ク孝ト爾雅ニモ申タ
ル所ニ目着テ、懇口ニ孝道ヲ尽スガ学問シタル裨益ノ燦
發スタ所デゴザル。由シ学問セヌ人ニモセヨ、是等ノ事ヲ
觀察スへ聞得ヘテ両親ニ孝行ヲ尽サネバ人間ノ道ニ闕クマス
ジヤ。次ニ夫婦ノ道トハ、吾国夫婦ノ最初ハ伊弉諾伊弉
冉尊ヨリ起リ元タコトデ、其初メ伊弉冉尊ト申シ上ル陰神
ノ方ヨリ声ヲ掛テ夫婦ノ契リヲ遊バサレタ所ガ、蛭子ト
申スハナル御子ガ出来マシタジヤ。自夫ソシテ高天原ニ
御坐ス天津神ニ伺ヒ奉ラレタル所ガ、夫ハ夫婦ノ筋道ニ
背キタニ因テハノ児ガ出来タノジヤ。今一往改メテ天
ノ御柱ヲ回り直シ、其ノ時陽神ノ方ヨリ声ヲ掛テ夫婦ノ
違合ヲ致サバ美児ガ出来ルト仰セラレタニ依テ其ノ指揮

ノ如ク致サレタレバ、天照大神ト称ヘ奉リテ天地万物ヲ照シ給フ程ノ至極靈異ナル御児ガ出来マシタジヤ。此ノ通り夫婦ノ道筋ガ違タレバ天理ニ背キ人道ニ闕ルニ依テ□□御児ガ出来、此道ヲ正シクスル時ハ靈異ナル御児ガ出来ル様フナ者デ、亭主ハ亭主ノ道ヲ正シクシ妻女ハ妻女ノ道ヲ全フシテ、而モ互ニ親ク交ルガ夫婦ノ道デゴザル。昔シ三河国足助村ト云所ニ牛吉ト云者ガ有タジヤ。此者同村ノ久右衛門ト云大家ハ十四歳ノ時ニ奉公シタジヤ。然ルニ主人ハ毎日〳〵弓ヲ取テ庭ノ前ニ卷薦ヲ構ヘ夫ヲ射ルジヤ。猪牛吉モ幼年ノコトナレバ檀那ノ見又間隙ヲ占考テ彼卷薦ヲ目的ニ弓ヲ射タ所ガ、元ヨリ白手ノコトナレバ其矢ガ翳テ傍ラナル田ノ畔ニ居タル雁ニ当リ射殺タジヤ。所謂怪我ノ高〔巧〕名ト件ノ雁ヲ持チ帰リタル所ガ、主人ハ大ニ歡悦ビ速疾其ノ雁ヲ料理シ、懇意ノ人々ヲ召ギ奇セ残ラス喰テ仕舞タジヤ。然ルニ牛吉ニハ一ト切モ喰サズ更ニ相手ニモセズ、薄情ナ主人ジヤト思フテハ見タレドモ、致シ方モ無ク其ノ假黙止テ居タガ、偕其ノ翌月カラ牛吉ガ射留タル田ノ中ヘ毎日〳〵雌雁ガ来テ、頻リニ我ガ夫ヲ恋慕テ鳴キ悲ムジヤ。

牛吉ソノ哀ナル声ヲ聞キ愁ヘ歎クヲ見テ、扱モ〳〵モ憫然イコトヲ致シタ、我ガ射留メサヘセネバ彼ノ雁ガ鳴キ悲シムコトハ有マイ、雁デサヘモ性アレバコソ我ガ夫ヲ思ヒテ鳴キ悲シム、何ニモ〳〵モ不愍ナコトヲ致タト思ヒ、誥タル所ヨリ頻リニ無常ノ念ガ發リ、終ニ主人ニ暇マヲ貫ヒ早速頭ノ髪ヲ剃リ落シ、今道心ト成テ的心ト名ヲ改メ、其ノ時ノ句ニ
先きだちし雁や浄土の道しるべ
ト詠タル趣キ誹人百家撰ニ出タリ。右申ス通り、雁デサヘモ夫婦ノ道アレバコソ夫ニ離レタルヲ鳴キ悲ミ歎キ慕ヘル、況テ人間ハ夫婦ノ道ヲ正シク守ラネバナラヌコトデゴザル。次ニ兄弟トハ、後漢書ニ兄弟ハ左右ノ手ノ如キ也ト有リテ、喩テ申サバ、親ハ樹ノ幹ノ様フナ者、ソレニ右ト左リニ二枝ノ頒出タル所ガ兄ト弟トニシテ、元ト一ツノ血肉ヲ右ト左リニ分ケタノナレバ、愈相親マネバナラヌコトデゴザル。然ルヲ人皇十六代応神天皇ノ御宇武内ノ宿称ト申テ六朝ノ帝皇ニ歴事ラレタル忠臣無ニナル人ガ有タジヤ。偕此人ノ弟ニ
甘美内宿称ト云者有テ天子ヘ奏問ルニハ、私ガ兄武

内宿称ハ天子ノ非望ヲ奪ヒ奉シト謀ゴトヲ回ラシテ居
マスト讒言ヲ致シタジヤ。其カラ九州へ向ケ使者ヲ遣シ
武内ヲ殺サシム。武内大臣ハ此代ニモ矢張政ゴトヲ執行ヒケルガ、
或時勅使トシテ筑紫へ趣ムカレタル間ニ讒セシ故也。尤
其時杵岐ノ直真根子ト云者ハ顔貌甚ダ大臣ニ似テ有レ
バ、大臣ノ無失ニシテ罪セラル、ノ惜ミ、此ノ真根子竹
内ノ命ニ替テ天朝ノ使者ヲ欺キ武内ヲ救助ケレバ、則
チ武内ハ潜ニ京ニ帰り冤罪ヲ訴ヘケレバ、天皇其ノ曲
直ヲ料〔糾〕明セントテ神前ニ於テ湯ヲ探ラシメ給ヘバ、
甘美内ハ忽チ手爛レ武内ハ本ノ如クナレバ、即チ官ヲ復
シ甘美内ヲ罰責シテ黜斥ケラレタト有マス。ナント血ヲ
分ケタル兄弟ニテモ甘美内ガ如キ人面獸心ナル者アリ。
之二カ易テ堀河帝ノ御宇奥州ノ武衛家衡征伐ノ為ニ源義
家朝臣鎮守府將軍陸奥守ト成テ彼ノ国ニ下向シ、永保三
年七月ヨリ合戦始マリ十一月ニ至ルマデ昼夜ノ分チナク
攻メ戦フト雖モ、勝利ナキコトヲ其ノ弟新羅三郎義光京
師ニ在リテ深ク之ヲ歎キ、兄八幡太郎ヲ援ント暇ヲ請
ヒケレドモ、許可ナケレバ思案ヲ定メ官職ヲ捨テ僅即徒
廿人余卒具テ奥州ニ下リ將軍ニ対面シ、兄弟共ニ屍ヲ
戰場ニ暴サンコトヲ思ヒテ參リタリト申サレケレバ、義

家公弟ノ大度輕カラザルコトヲ感ジ、涙ヲ流シテ殊ノ
外ニ喜悅レタト云コトジヤ。是コソ血肉ヲ分タル兄弟ノ
道ヲ明カニスト云モノデゴザル。次ニ朋友トハ、俗ニ友達
公羊伝ニ同門曰レ朋同志曰レ友アリテ、上ニ申タル君
臣父子夫婦兄弟ト云フ類ヒトハ、換テ更ニ血脈ノ縁モナ
ク君臣ノ義モナク、真ノ他人ニテ畢竟スル所、只ダ同
門同志バカリテ朋友ノ道ハ立タモノデゴザル。尤其ノ
朋友ノ道筋ヲ明カニスルニハ口ト意ロト違ハズ身ノ行ヒ
ヲ正シクスルヲ信ト云フジヤ。朱子モ信言ノ有レ実也ト
云ハレタ通り、口デ言フコトガ毫釐モ違背ズ、口ト行ヒ
ト相応スレバ、其ノ人ヲ確實ニ思ヒ便利ニシテ深ク信ズ
ル者デゴザル。朋友ノ間ダ信ヲ篤クスレバ、更ニ疑ヒト
云コトナシ。双方ニ疑ヒナケレバ言フコトヲ能ク信ジ、
自ラ交リヲ篤クスル者デゴザル。近属安芸ノ国ニ吉益東
洞ト云名ハ為則名医アリテ元文中京都ニ登リ、医术ヲ振
張ハントスレドモ、何分田舎ヨリ始テ来リタルコトナレ
バ、人々明医ナルコトモ知ラズ入門モノモナシ。苦
集々々スル内ニ貧困日ニ迫リ、土偶人ヲ売テ生計ノ助
ケトスルニ、朋友ノ村尾某ト云フ人其情態ヲ見カネテ

仕官クシヤクシニ成ラヌカト勸メタル所ガ、東洞先生大ニ憤激クツキガリテ、
貴殿フルキトモダチハ旧知フルキトモダチ己ジヤガ、右様申サル、ヲ以テハ、是マデ
我ガ面ヲ知テ我ガ意ヲ知ラヌト云フモノデゴザル。如何ナゼ
ト申スニ、我ハ窮達ビシクダシニ命ヲ捨ルトモ、夫ガ為ニ志シヲ
斷ビダシ先祖ニ辱ハガヲ与ル所存ナシ。愈々活計ノ術ナケレバ
断食ヲ致シ五条五条ハ京都ノ地名也。余云所ハ俗ニ五条ノ天神ナルベシナル少彦名神葉ヲ操ヒ
医方ヲ開
キ玉キ玉ヲ祈念イノリテ医療ノ道ヲ貫徹ス。外ニ余念ナシ。若シ我
ガ存望ノゾミ神ノ冥慮ミココロニ協当カナハズ、其ノ罰ニテ困乏ビシバウナラシムル
コトナレバ、速カニ我ガ命根ヲ断シメ玉ヘト願フ存意イノチデ
御坐ルト云ヒ切ツタジヤ。又賈翁ト云人モ旧来ノ朋友ナ
ルガ、先生ノ貧困ナルヲ聞テ、或ル時賈翁ノ申スニハ、
我レ此頃不斗余慶アツキノ金子ガ出来タニ依テ先生ニ呈進サシユルル、
之ヲ以テ活計ノ助ケニセラレヨト云ヒ了ワハリテ金子ヲ授与
タ所ガ、先生大ニ驚キ、我レ何程貧乏ニ窮迫セマリテモ此ノ金
子ヲ享用ユル所以ナシ。又請タリトモ返報カヘステダテナシト
固辞カタクジシタレバ、賈翁氣色ヲ變ヘテ云ニハ、我レ元ヨリ
返済ヲ望ム意念ナシ。又先生ノ為ノミヲ思テ進上スルニ
非ズ。全ク天下万民ノ性命イノチヲ救シコトヲ希望ノゾムノジヤト申
ス故ニ、先生モ其ノ言コトバヲ重ンジ、其ノ志シヲ感ジテ領ウケ

掌トリタト云フコトデゴザル。其ノ後チ山脇東洋ト云人東洞
先生ノ医療ニ卓犖クチコスタルコトヲ知テ深ク交リヲ結び、親友
ト成テ東洋ノ常ニ賞譽ホメズタルニヨリテ、吉益東洞ハ天下ニ
隠レナキ名ヲ發シタト云コト名家略伝ニ出タリ。此ノ通
リ朋友ト成テハ恒ニ苦樂ヲ共ニシ、其徳アレバ之ヲ褻アゲ
善ヲ勸メ悪ヲ戒シムルガ所謂信ノ一字ニ有マスジヤ。東
京日々新聞ニ、或時數多ノ家鴨ガ岸ニ遊アソベル所ヘ犬ガ来
テ直ニ一ツノ鴨ヲ啄クハヘテ走り去リタレバ、其ノ時數鴨ヒトシ齋
ク頭ヲ揚ゲテ声ヲ立テ、跡ヨリ犬ヲ追カケル。其ノ状態アヒレ
恰アツカモ友ヲ援スフ者ニ似タリ。彼此スル内鴨主ガ此体ヲ見
テ捧ウツヲ揮ウツテ犬ヲ追ヒ、遂ニ死鴨ヲ携ヘテ帰レバ數鴨モ隨
テ歸リタリ。実ニ鳥デサヘモ其友ガ一命を失ントスレハ
其ノ跡ヨリ追カケテ援ハントス。況ヤ人間トシテ人ノ愁
ヒヲ外ニシ、我ノミ悲シミガ無クバ好ト思フテ、他人ノ
難波ヲ傍觀シテ居ルハ所謂鳥ニダモ如カズデ、却テ鴨ヨ
リモ劣リタコトナリト書テ御坐ルガ、実ニ世間ニ平生ノ
交ハリハ真ノ兄弟トモ名クベキ程ニ深切ヲ尽シテ居レド
モ、身勝手ノ事ニ至レバ欲情ニ引サレテ朋友ノ因サダメヲ忘レ、
還テ其ノ同輩トモダチヲオシ倒シテモ我ガ利運ニ成ル事ヲ謀略トリダクミ、

又尋常堅ク約諾シテ設置タルコトデモ我が損毛ニ成ル
ト思タレバ、其ノ約束ヲ余所ニシ義理モ闕キ、未ク遁

トデゴザル。
教場必携第八号終

辭ヲ取捨ル人物ガ折ニハ有ル者ジヤ。夫デハ朋友ト云
フベキ者デハナイデゴザル。縦令約諾ハセズトモ朋友ノ
所ニ苦情ガ奮起ト聞ケバ忽チ行テ其レヲ救ヒ、歎ブコト
有ト聞ケバ共ニ歎ブコソ朋友ト云フ者ナレ。光行ノ歌ニ

君こふる涙の雨のひまなくて心はれせね旅のそらかな
去ル物〔者〕ハ日ビニ疎シト云フ如ク、毎日々々顔会
シ膝ヲ並ベテ居レバ、交リモ日ニ増シ深クナル者、又旅
ナドヘ出タル当分ハ朋友ノコトヲ思ヒ出ス昔ジヤガ、最
早日数モ立チテ見レバ、日ニ増シテ自ラ其ノ人ノコトヲ
忘ル、者ナルニ、此ノ歌ノ意ハ旅ヘ出テ居レドモ、兎角
朋友ノコトヲ思ヒ出シテ涙ダニ袖ノ乾ク隙ガナイト云コ
トニテ、実ニ何程遠方ニ往テモ平生ノ交ハリヲ忘レズ、
涙ノ種ト成程ニ同輩ノコトヲ思フガ真ノ朋友ノ道ヲ明カ
ニスト云モノデゴザル。右五倫ノ道筋ヲ正シク相守ル人
ナレバ、褒賞ヲ頂戴スルコトハ有テモ天朝ヘ御役〔厄〕
介ヲ掛ケ奉ルコトハ無ク、衆人ニハ仰レテ家ノ美目トナ
レバ、精々心ヲ運ンテ五倫ノ道ヲ明カニセネバ成ラヌコ